

第 1 部 本編

第 3 編 応急対策計画

第3編 応急対策計画

第1章 警戒期の対応（風水害）

<災害対応フェーズ>

		発災	3 時間	72 時間	2 週間	1 カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
村 担 当	本部事務局 総務課	○避難準備情報、避難勧告等の避難行動伝文の発令及び防災行政無線による一斉通報 ○避難所開設判断				
	(特)情報班	○異常現象発見の受報及び関係機関への通報				
	住民福祉課 (特)避難所 班	○避難所開設準備				
	建設課 (特)道路班	○監視及び警戒の実施				
宮崎地方気象台		○気象注意報、警報等の発表				
国土交通省		○土砂災害緊急情報、水防警報の発表				
宮崎県		○気象注意報、警報等の受領、気象予報配信システムによる村及び関係機関に自動配信 ○土砂災害警戒情報、水防警報の発表				
その他関係機関		○災害地域の村民等に異常現象発生を周知				

第1節 警報等の伝達

風水害対策では、気象・河川情報の随時・定期の収集・解析によって、事前の避難対策等が可能であることから、近年の気象・水象の予測精度の高度化を最大限に活用し、事前に村民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。

1. 警報等の発表

1.1 気象注意報、警報等の発表、解除とその基準及び形式

気象注意報、警報等の発表及び解除は、気象業務法に基づき宮崎地方気象台が行う。

(1) 宮崎地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び基準

【資料 1-3-1-01 警報・注意報発表基準一覧表】

1 〈第3編 応急対策計画〉
第1章 警戒期の対応（風水害）
第1節 警報等の伝達

【資料 1-3-1-02 特別警報の発表基準】

【資料 1-3-1-03 市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説】

【資料 1-3-1-04 雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧】

- ① 発表基準欄に記載した数値は、宮崎県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- ② 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- ③ その他の気象情報
ア 竜巻注意情報 竜巻注意情報は、今まさに竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状態である場合に発表される。発表情報の有効期間は、発表の時間から1時間。気象状況が継続すれば、その時間毎に竜巻注意情報が発表される。注意報等のような解除通知はない。
イ 土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まっている状態である場合に発表される。都道府県の砂防部局と気象台が共同して発表するもので、市町村単位で発表される。

(2) 宮崎県の細分区域図



一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等
北部平野部	延岡・日向地区	延岡市、日向市、門川町
	西都・高鍋地区	西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
北部山沿い	高千穂地区	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
	椎葉・美郷地区	西米良村、美郷町、諸塚村、椎葉村
南部平野部	宮崎地区	宮崎市、国富町、綾町
	日南・串間地区	日南市、串間市
南部山沿い	小林・えびの地区	小林市、えびの市、高原町
	都城地区	都城市、三股町

平成22年5月27日現在

(3) 警報文及び注意報文の構成（かな漢字電文の形式）

① 発表日時・官署行

発表した日時（年月日時分）及び発表気象官署名を記述する。

② 見出し行

注意警戒文を記述する。見出し行の先頭には、「(」(、末尾には「)」を付加する。

重要な事項を注意警戒文として100文字以内で記述する。

③ お知らせ行

連絡する事項がある場合のみ、「お知らせ」に続いて記述する。

④ 標題行

担当するすべての二次細分区域のそれぞれについて、二次細分区域名、発表中の警報の種類名、発表中の注意報の種類名を記述する。

使用する二次細分区域名は、二次細分区域の名称で示すもののほかは、市町村の名称である。

ア 二次細分区域ごとに改行する。

イ 発表中の警報、あるいは注意報が無い場合は、種類名に代わり「なし」を記述する。

ウ 警報、注意報の種類名の表記では、末尾の「警報」、「注意報」を略す。

エ 発表中の警報、注意報の種類が複数の場合は「,」で区切って列記する

オ 大雨警報の場合は、特に警戒すべき事項（「土砂災害」、「浸水害」、または「土砂災害、浸水害」）を原則として種類名に付記する。

⑤ 訓練又は試験のための電文の取り扱い

訓練又は試験のための電文については、発表日時・官署行の前及び本文の末尾に、それを明示する行を挿入する。

(4) 警報、及び注意報の切替え、解除等

① 以下の場合には警報・注意報の切替えを行う。

1 〈第3編 応急対策計画〉
第1章 警戒期の対応（風水害）
第1節 警報等の伝達

- ア 警報・注意報の種類を変更（追加・削除を含む）する必要がある場合。
- イ 対象とする細分区域を変更（追加・削除を含む）する必要がある場合。
- ウ 注意報から警報への変更、あるいはその逆を行う必要がある場合。
- エ 警報・注意報を発表後、その内容（量的予想、期間等）が適切でなくなった場合で、警報・注意報の内容が現況と大きく異なるか、あるいは予想を大幅に修正する必要があると判断した場合。
- オ 警報発表の可能性の有無にかかわる場合。
- カ 大雨警報の特記事項のうち特に警戒すべき事項（土砂災害、浸水害）に変更を行う必要がある場合。

② 解除について

現象が終了もしくは弱まり、警報・注意報を継続する必要がなくなった場合は速やかに解除する。

(5) 府県気象情報

府県気象情報とは、気象業務法に基づき、宮崎地方気象台が警報・注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報・注意報を補完したりするために発表する情報である。

① 24時間程度先から1週間程度先までの予告的情報

24時間程度先から1週間程度先までを対象とする気象情報の必要があると判断されるときである。具体的には、以下のような場合である。

- ア 雨、雪、風、波浪などの現象で警報基準を超える可能性がある場合
- イ 社会的に大きな影響を与えるような顕著現象（広い範囲における雷、竜巻などの激しい突風、顕著な低温など）が発現する可能性がある場合

② 警報・注意報発表中の補完的情報

警報発表中に現象の予想に変化が生じた場合や特に警戒を呼びかける必要がある場合には補完的な府県気象情報を発表する。

(6) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、大雨警報を発表中に、府県予報区において数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨を観測もしくは解析した場合、さらに強く警戒を呼び掛けるために発表する。宮崎県の発表基準は、1時間雨量120mmである。

宮崎県記録的短時間大雨情報の例

宮崎県記録的短時間大雨情報 第1号 平成○年○月○日 02時24分 宮崎地方気象台発表 02時宮崎県で記録的短時間大雨 諸塚村付近で120ミリ以上
--

(7) 水防警報

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通省または県

が行う。

水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画に定めるところによる。

(8) 土砂災害警戒情報

基本法及び気象業務法に基づき大雨による土砂災害の危険度が高まった場合に、宮崎地方気象台と共同して市町村単位で発表する。

(9) 土砂災害緊急情報

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、村が適切に村民の避難勧告の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を発表する。

なお、国土交通省は、河道閉塞による湛水及び河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流に関する情報、県は地すべりに関する情報について発表する。

1.2 警報時の伝達組織及び伝達方法

(1) 伝達組織

気象警報等は、次の組織図に示す経路によって伝達する。

【資料 1-3-1-05 諸塚村の情報伝達系統】

(2) 伝達方法

村からの避難準備情報、避難勧告等の避難行動伝文の発令や、被害覚知時の災害情報発信にあたっては、防災行政無線等による一斉通報を行う。

村民が災害発生及びその危険性を覚知した場合は、固定電話または携帯電話による村総務課に通報する。固定電話または携帯電話が不通または輻輳している場合は、消防団の各部長が携帯している防災行政無線または衛星携帯電話によって情報発信する。

【資料 1-3-1-05 諸塚村の情報伝達系統】

① 伝達要領

ア 宮崎地方気象台は、気象警報を発表したときは、速やかに伝達中枢機関に通報する。

イ 宮崎地方気象台から、①の警報を受けた伝達中枢機関は、各機関の伝達系統により迅速に伝達受領機関に伝達する。

ウ 伝達中枢機関の通報を受けた各伝達受領機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関に伝達する。

エ 下部伝達機関は、防災行政無線等の方法により、一般村民に周知する処置を講ずる。

② 伝達の方法

1 〈第3編 応急対策計画〉
第1章 警戒期の対応（風水害）
第1節 警報等の伝達

- ア 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、気象警報を通報する場合は、気象警報配信システムによる。
- イ 県は(3)に定める要領による。
- ウ 警察本部、九州地方整備局各事務所は、それぞれ所管の通信網による。
- エ 西日本電信電話株式会社は、協定により、速やかに関係市町村に伝達する。
- オ 日本放送協会宮崎放送局、株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎及び株式会社エフエム宮崎は放送による。

③ 県における伝達要領

- ア 危機管理局は、宮崎地方気象台から警報を受領したときは、気象予報配信システムにより総合情報ネットワークを通じて、村をはじめ関係機関に自動配信を行う。
- イ 当直員等は、次に掲げる場合には、ただちに本庁にあっては、危機管理局長に、危機管理局長は知事、副知事、部長に、出先機関にあっては、関係出先機関の長にそれぞれ連絡しなければならない。
 - (a) 宮崎地方気象台から災害発生のおそれのある気象情報等の通報があり、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
 - (b) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
 - (c) 災害発生のおそれのある異常現象の通報が村長等からあったとき。

(3) 注意報等の種別

① 気象注意報

県は、特に重要な災害対策の実施に必要と認めたものについて、気象警報の伝達組織に準じて伝達する。

② 気象情報

県は、特に必要と認めたものについて、必要と認めた機関に通報する。

③ 水防警報

水防警報の伝達組織及び伝達要領は、宮崎県水防計画に定めるところによる。

④ 土砂災害警戒情報

県は関係市町村及び土木事務所等に伝達し、気象台は気象庁防災業務計画に基づき防災関係機関、報道機関等へ伝達する。

⑤ 土砂災害緊急情報

国土交通省及び県は、土砂災害防止法に基づき関係市町村に通知するとともに、ホームページや報道機関等を通じ一般への周知を図る。

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

1.3 異常現象の通報

(1) 異常現象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象(3.8 に掲げる現象をいう。)を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

(2) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、ただちにその旨を村長または警察官に通報する。

(3) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨をただちに村長に通報する。

(4) 村長の通報

前項「(1)」及び「(2)」によって、異常現象を知った村長は、ただちに次の機関に通報または連絡する。この場合、気象官署に対する通報は電報または電話によることを原則とする。ただし、「(7)」の表中、地象に関する事項の地震関係については通報後文書で行う。

ア 気象官署

イ 異常現象によって災害の予想される隣接市町村

ウ 異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関

エ その他の関係機関

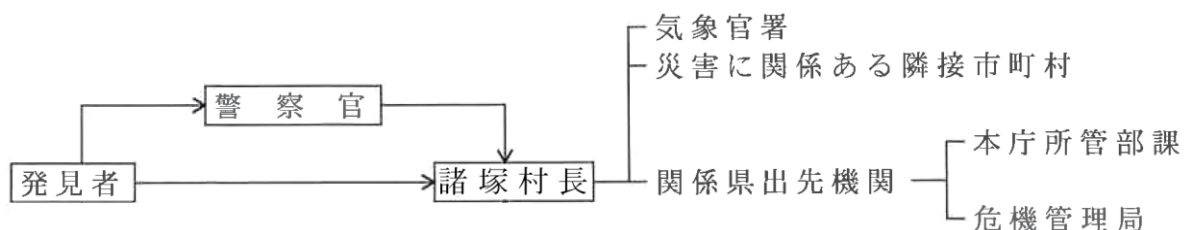
(5) 県出先機関の通報

村長からの通報によって、異常現象を知った県出先機関は、ただちに本庁所管部課及び危機管理局に通報する。

(6) 村民等に対する周知徹底

異常現象の通知を受けた関係機関は、その現象によって予想される災害地域の村民及び他の関係機関に周知徹底を図る。

(7) 異常現象通報系統



(8) 異常現象

風水害に関して異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

風水害の異常現象

事 項	現 象	備 考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	たつまき、強い降雹
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

第2節 避難誘導の実施

風水害により、村民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、避難が困難にならないよう、明るい時間帯や風雨が強まる前の時間帯等の避難準備情報の発令や避難勧告、避難指示、特別警報の発令等に留意し、適切な避難誘導を実施するなど、災害の発生に備える。

1. 警戒活動等の実施

村長は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予測される場合は、村民に対して、早めに避難準備情報の発令や避難勧告、避難指示の発令等を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

2. 要避難状況の早期把握

村長は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報の発令や避難勧告、避難指示の発令等をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための避難準備情報の提供を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮するものとする。

3. 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

3.1 河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の村民が適切な避難活動が実施できるよう、村・消防団その他は、警報発表以降着

手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、村民の避難活動を補完する。

3.2 土砂災害のおそれのある箇所

村・消防団その他は、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずる。

4. 早期自主避難の実施

村長は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の村民に対して、台風襲来時や豪雨時に下記のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係村民を指導する。

4.1 浸水危険区域

河川が氾濫注意水位を突破し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合。

4.2 土砂災害発生の兆候

(1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合

- ① 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合
- ② 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている恐れがあるため）
- ③ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ④ がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合
- ⑤ その他

5. 屋外での避難等の安全確保措置の指示

状況によっては屋外を移動して避難所等へ避難するよりも屋内に留まる方が安全であると村長が認める場合は、必要と求める地域の居住者等に対し、屋内での避難等の安全確保措置を指示することができる。

第3節 災害の未然防止対策

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

1. 河川堤防等の巡視

水防管理者(村長)は、水防計画に基づき、河川堤防施設の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

2. ダム、水門等の適切な操作

河川管理者、ダム管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに村民に対して周知させる。

3. 道路パトロール、事前規制等の措置

村は、所管の道路について、降水量に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

4. 異常現象の通報

村民等、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を村長又は警察官に通報しなければならない。

河川管理者、ダムの管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

第4節 水防計画

風水害時は、河川の増水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、村は、水防団(消防団)等を出動させ、県をはじめ必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施し、被害の軽減を図る。

1. 水防組織

水防団の組織及び事務分掌については、本編第2章「災害対策本部体制の確立」の災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

2. 水防団(消防団)の出動

水防管理者は、次に示す基準により水防団(消防団)にあらかじめ定められた計画に従って出動準備または出動の指令を出し、水防団(消防団)の水防活動を適切に行わせる。

2.1 出動準備

県の計画で定められた出動準備基準によるほか、次の場合水防管理者は水防団(消防団)に出動準備をさせる。

(1) 洪水予報が発せられたとき、または県水防計画に定められた氾濫注意水位に達するおそれがあると予想されるとき。

- (2)（豪雨により破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあり、その他の水防上必要と認められるとき。
- (3) 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想されるとき。

2.2 出動

県の計画に定められた出動準備によるほか、次の場合水防管理者は、水防団(消防団)を出動させる。

- (1) 水防計画に定められた氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき及びため池、用排水路に水害発生のおそれがあるとき。

2.3 水防巡視

- (1) 村長(水防管理者)は、前記 2.1 の状況においては、直ちに各河川の水防受持区域の消防部長に対し、必要団員を招集し、河川の巡視を行うよう指示する。
- (2) 河川水位が通報水位又は警戒水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係消防部長に通知するとともに 2.5 に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせる。
- (3) 水防管理者(村長)は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡視し、特にその状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに日向土木事務所又は東臼杵農林振興局に連絡するとともに水防作業を開始する。

2.4 水防警報

- (1) 水防警報を行う河川

国土交通大臣及び知事が水防警報を行う河川及びその区域は県水防計画書に記載のとおりである。

- (2) 水防警報を発する基準

- ① 水防警報発令の基準

水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するか、又は氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき、または津波・高潮の発生が予想されるときであり、国土交通大臣もしくは知事が水防警報の発令を行う。

水防警報に関する基準等は県水防計画書に記載のとおりである。

- ② 水防警報の段階

河川に係る水防警報発令の段階を次のとおり定める。

待機：水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき、又は再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき

準備：水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき

出動：水防機関が出動する必要があるとき

警戒：出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき

解除：水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき

2.5 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は次に掲げる。

(1) 警戒信号(水防第1信号)

氾濫注意水位に達したことを知らせるもので、水防(消防)団幹部の出動を行い水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備を知らせるもの。

(2) 出動信号(水防第2信号)

水防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

(3) 協力信号(水防第3信号)

当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

(4) 避難信号(水防第4信号)

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

【資料 1-3-1-06 水防信号】

2.6 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者は、関係河川、堤防等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、日向土木事務所に連絡する。

水防管理者は、ため池については前記に準じ巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ため池管理者、東臼杵農林振興局に連絡する。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の川側と上端と居住地側の3班に分かれて巡視し、特にその状態に注意し、次のような異常を発見した場合は直ちに日向土木事務所または東臼杵農林振興局に連絡するとともに水防作業を開始する。

- ① 居住地側堤防斜面の漏水または堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- ② 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂または一部流出（崩壊）

- ③ 堤防上端の亀裂または沈下
- ④ 堤防から水があふれている状況
- ⑤ 排水門の両袖または底部よりの漏水と扉の締り具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

ため池については以上のほか、取水口の閉塞状況、流域の山崩れの状態、流入並びにその浮遊物の状態、余水吐及び放水路付近の状態、排水門の漏水による亀裂及び堤防斜面の崩れ等に注意する。

2.7 水門、こう門、ダム等の操作

水門、こう門、ダム等の管理者(操作責任者を含む)は気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

前項の管理者は、毎年出水期に先立ち門扉の操作等について支障ないよう点検整備を行わなければならない。

第2章 災害対策本部体制の確立

＜災害対応フェーズ＞

		発災	3 時間	72 時間	2 週間	1 カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
村 担 当	総務課 (特)現地対 策本部	○風水害等の場合の情報連絡・災害警戒体制 ○本部設置・配備体制の判断 ○災害対策本部を必要に応じて設置				
	各課	○災害対策本部体制へ移行、配備体制に基づく職員の配置				
宮崎県		○宮崎県災害対策本部設置・配備体制の判断				
その他関係機関		○防災活動体制の設置・配備体制の判断				

災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、村及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

また、本部設置に至った場合、各対策班の職務に就いた職員は、全力をもってその応急活動体制に従事しなければならない。

なお、災害応急対策に係る意思決定は、基本法等に基づき村長(災害対策本部長)が行う。村長が不在等の場合で連絡が取れない場合は、副村長、総務課長の順にその職務を代行する。

ただし、本計画に定めのある事項については、事前に村長の意思決定を得たとみなし、各所属長の決定により活動することができる。その場合、各所属長はその内容について、適時村長に報告しなければならない。

第1節 応急活動体制の設置、廃止の基準

1. 災害規模の想定

- ① 小規模（1号配備「情報連絡本部」、2号配備「災害警戒本部」の設置された場合を想定。通常的气象警報、台風警戒等の対応を想定）
- ② 中規模（3号配備「災害対策本部」が設置された場合を想定。近年では、平成17年台風14号の災害程度を想定。）
- ③ 大規模（3号配備「災害対策本部」が設置され、村内全域に災害が発生し、交通機

関、流通機能の麻痺が長期間発生し、自衛隊等の災害派遣を要請するレベル、また、特別警報が発令されるレベルを想定)

2. 応急活動体制の設置基準

2.1 情報連絡本部の設置(1号配備)

次の場合は、総務課長を本部長(副本部長 各担当課長)とする情報連絡本部を設置する。

- ① 諸塚村に気象警報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ② 災害の発生が予測されるとき。
- ③ 台風の接近により、諸塚村が強風域に入ることが明らかに予想されるとき。
- ④ 諸塚村で震度4又は近隣町村で震度5弱以上が観測されたとき。
- ⑤ その他総務課長が必要と認めたとき。

2.2 災害警戒本部の設置(2号配備)

次の場合は、総務課長を本部長(副本部長 各担当課長)とする災害警戒本部を設置する。

- ① 諸塚村に気象警報が発表されたときで、局地的な被害が発生したとき。
- ② 諸塚村の広範囲に災害の発生が予測されるとき。
- ③ 台風の接近により、諸塚村が強風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき。
- ④ 諸塚村で震度5弱が観測されたとき。
- ⑤ その他総務課長が必要と認めたとき。

2.3 災害対策本部の設置(3号配備)

次の場合は、村長を本部長(副本部長 副村長)とする災害警戒本部を設置する。

- ① 気象警報が発表されたときで、住民の生命・身体に被害を及ぼす災害が発生又は発生のおそれがあるとき。
- ② 台風の通過により諸塚村が暴風域に入ることが明らかで、その後さらに事態の悪化が予想されるとき。
- ③ 台風が村を直撃することが明らかとなるとき。
- ④ 諸塚村で震度5強以上が観測されたとき。
- ⑤ その他村長が必要と認めたとき。

1 〈第3編 応急対策計画〉
第2章 災害対策本部体制の確立
第2節 体制の変更及び移行

表形式による応急活動体制の設置基準

応急活動体制 (設置者)	災害種別	設置基準
【1号配備】 情報連絡本部 (総務課長)	風水害等	・ 諸塚村に気象警報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・ 災害の発生が予測されるとき。 ・ 台風の接近により、諸塚村が強風域に入ることが明らかに予想されるとき。 ・ その他総務課長が必要と認めたとき。
	地震災害	・ 諸塚村で震度4又は近隣町村で震度5弱以上が観測されたとき。 ・ その他総務課長が必要と認めたとき。
【2号配備】 災害警戒本部 (総務課長)	風水害等	・ 諸塚村に気象警報を発表されたときで、局地的な被害が発生したとき。 ・ 諸塚村の広範囲に災害の発生が予測されるとき。 ・ 台風の接近により、諸塚村が強風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき。 ・ その他総務課長が必要と認めたとき。
	地震災害	・ 諸塚村で震度5弱が観測されたとき。 ・ その他総務課長が必要と認めたとき。
【3号配備】 災害対策本部 (村長)	風水害等	・ 気象警報が発表されたときで、住民の生命・身体に被害を及ぼす災害が発生又は発生のおそれがあるとき。 ・ 台風の通過により諸塚村が暴風域に入ることが明らかで、その後さらに事態の悪化が予想されるとき。 ・ 台風が村を直撃することが明らかなとき。 ・ その他村長が必要と認めたとき。
	地震災害	・ 諸塚村で震度5強以上が観測されたとき。 ・ その他村長が必要と認めたとき。

第2節 体制の変更及び移行

さらに強力に災害応急体制を進める必要があるときは、災害事象に応じて応急対策組織の設置順序を決定する。したがって、災害対策本部への移行については、次の場合がある。

- ① 情報連絡本部体制→災害警戒本部体制→災害対策本部体制
- ② 災害警戒本部体制→災害対策本部体制
- ③ 情報連絡本部体制→災害対策本部体制

第3節 各本部の廃止

災害応急対策を終了し、又は災害発生のおそれなくなり、本部による対策実施の必要が

なくなったとき、廃止する。

第4節 通知及び公表

1. 庁内への通知

1.1 勤務時間内

応急活動体制を設置、変更又は廃止した場合、本部事務局(総務課)は、当該体制への移行を庁内各課に通知する。

出先機関を所管する各課は、加入電話等により出先機関に通知する。

(1) 勤務時間外(休日・夜間)

① 情報連絡本部体制

総務課長は、村長に報告するとともに、非常連絡網に基づき関係職員に連絡する。

② 災害警戒本部体制

総務課長は、村長に報告するとともに、非常連絡網に基づき関係職員に連絡する。

③ 災害対策本部体制

総務課長は、非常連絡網に基づき関係職員に連絡する。緊急の場合は、防災行政無線により伝達する。

1.2 防災関係機関及び村民への通知・公表

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県(危機管理課、日向土木事務所)、関係機関(日向警察署等)、村民等に対し、次により通知・公表する。

防災関係機関及び住民への通知・公表

通知・公表先	通知・公表の方法	担当課班
宮崎県危機管理課 (宮崎県災害対策本部等)	県災害支援情報システム・電話・FAX	総務課 (特)情報班
宮崎県日向土木事務所	県災害支援情報システム・電話・FAX	総務課 (特)情報班
日向警察署	電話・FAX	総務課 (特)情報班
報道機関	県災害支援情報システム(公共情報コモンズ)・電話・FAX	総務課 (特)情報班
村 民	防災行政無線	総務課 (特)情報班
国(消防庁)	防災関係機関の保有する無線、電話等	総務課 (特)情報班

※国(消防庁)へは、県に連絡が取れない場合に通知する。

電話番号：03-5574-0119 FAX 番号：03-5574-0190

第5節 災害対策本部の設置

1. 本部員室及び本部事務局の設置場所

1 〈第3編 応急対策計画〉

第2章 災害対策本部体制の確立

第6節 災害対策本部の組織

- ① 本部員会議の開催、各課との連絡調整を円滑に行うため、本部員室を応接室に、本部事務局を総務課内に設置する。
- ② 本部員室及び本部事務局を所定の場所に設置できない場合、庁舎内の会議室、村中央公民館、被災を免れた最寄りの公共施設の順序で設置する。

2. 設置手順

2.1 庁舎の被害状況の把握

総務課は、村庁舎の被害状況(建物、室内、電気、電話、駐車場等)の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は立入禁止区域の設定、自家発電装置の作動等、応急措置を施す。出先機関については各々の施設の管理者が同様の対応をとる。

2.2 職員の被災状況の把握

総務課は、勤務時間外の発災の場合、職員の参集状況から安否不明の者の概況を掌握する。

2.3 通信機能の確保

総務課及び企画課は、県災害対策情報システム、防災行政無線、庁内 LAN の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。

2.4 本部員室及び総務対策本部室の設置

総務課は、本部員室及び本部事務局をあらかじめ定めたレイアウトに従って設置する(掲示板、テレビ、ラジオ、通信機器、時計等)。

2.5 災害対策本部設置の掲示

災害対策本部を設置した場合、村庁舎玄関に「諸塚村災害対策本部」の掲示を行う。

2.6 各課の執務場所の確保

各課が執務場所を所定の場所に設置できない場合には、総務課と協議の上、被災を免れた最寄りの公共施設等に執務場所を確保する。

第6節 災害対策本部の組織

1. 組織の概要

災害対策本部の組織は、3.の(1)「諸塚村災害対策本部組織図」のとおりとし、各々の役割の概要は以下のとおりとする。

1.1 本部長(村長)

災害対策本部を総括し、職員を指揮監督する。

1.2 副本部長(副村長)

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

1.3 本部付(教育長、総務課長)

本部長及び副本部長に事故あるとき又は災害対策本部設置場所から移動したときはその職務を代行する。

1.4 本部員会議

(1) 本部長、副本部長、災害対策本部付及び本部員により組織し、次の事項について本部員室で適時協議・調整する。

- ・ 応急対策の基本方針に関すること。
- ・ 動員配備体制に関すること。
- ・ 避難勧告、指示、警戒区域の設定に関すること。
- ・ 各課間の調整事項の指示に関すること。
- ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ・ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 他市町村等への応援要請に関すること。
- ・ その他、災害発生の防御又は拡大防止に関すること。

(2) 本部長は、特に必要があるときは本部員以外の者に対し、本部員会議への出席を求める。

(3) 本部員会議の庶務は、総務課が処理する。

1.5 本部事務局

(1) 災害の総括的窓口は総務課とし、本部事務局を設置する。

(2) 各課は必要に応じて連絡職員を本部事務局に配置する。

1.6 現地災害対策本部

(1) 被害激甚な地区等に必要に応じて設置し、現地情報の総合的集約等災害応急対策の推進に資する。

(2) 要員配備については、本部長がその都度決定する。

1.7 各課

下記資料に則って災害応急対策を遂行する。

災害の状況に応じ、特定の業務に一時的に職員を集中させる組織体制として、特命班を設置する。

【資料 1-3-2-01 各課・特命班の事務分掌】

2. 災害対策調整会議

1 〈第3編 応急対策計画〉

第2章 災害対策本部体制の確立

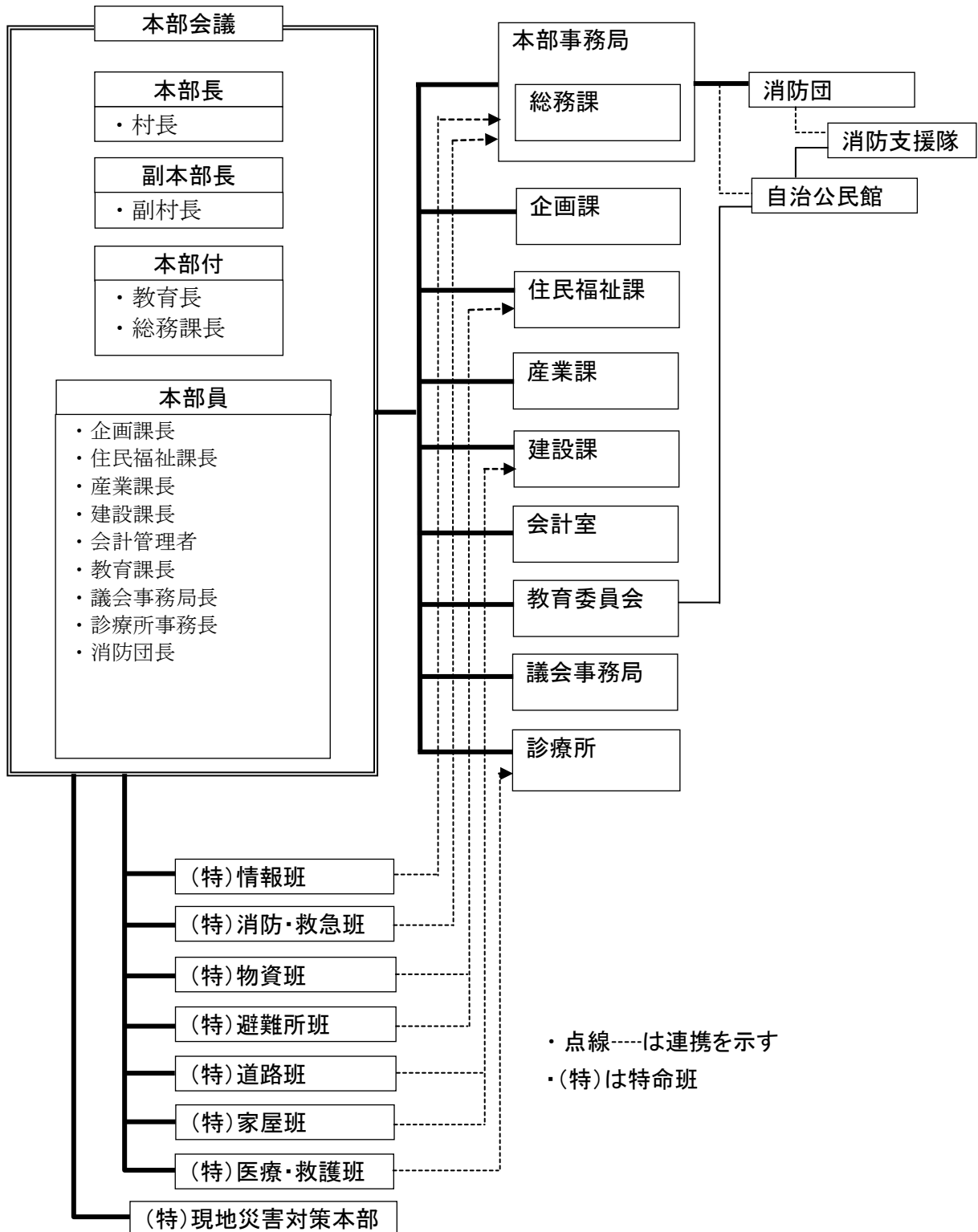
第6節 災害対策本部の組織

- (1) 災害対策本部を設置した場合、必要に応じて防災関係機関、団体との連絡調整を図るため、各組織の代表等を参集し、「災害対策調整会議」を設置し、調整会議を開催する。
- (2) 救出、搜索、火災現場に必要なに応じて「現地災害対策調整会議」を置き、「現地調整会議」を開催して関係者の連絡調整を図る。
- (3) 災害対策調整会議の庶務は、総務課が処理する。(組織の例については、3.(2)を参照)

3. 組織図

(1) 災害対策本部の組織

諸塚村災害対策本部組織図



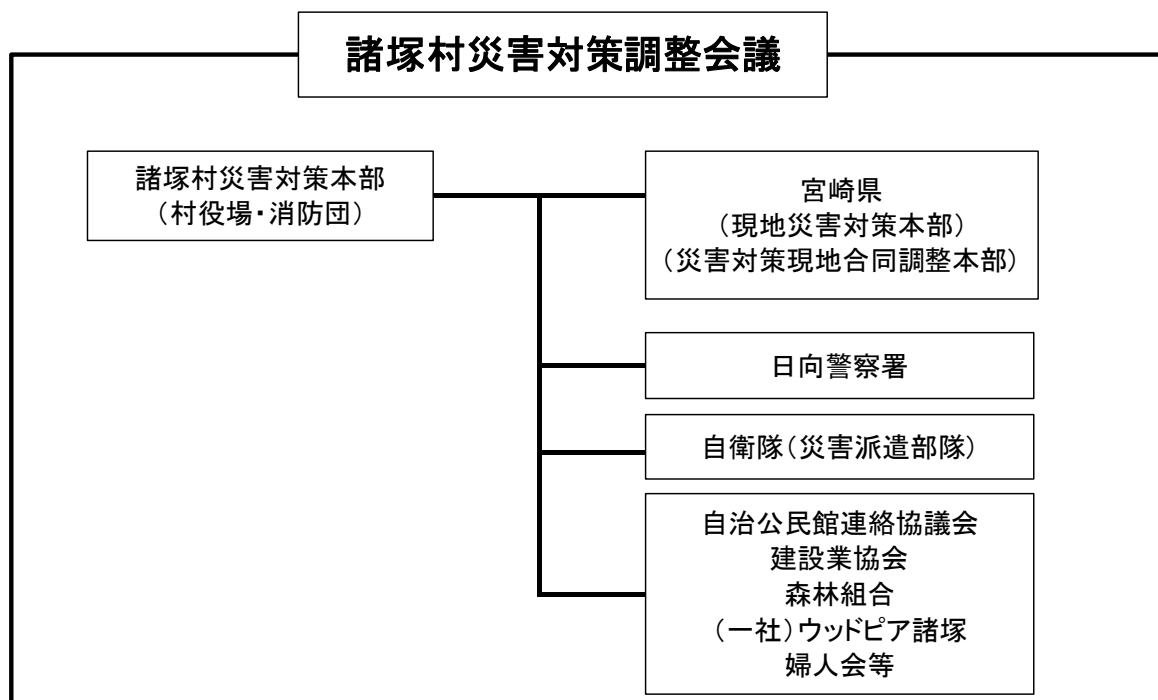
1 〈第3編 応急対策計画〉
第2章 災害対策本部体制の確立
第6節 災害対策本部の組織

備考

1. 本部長が必要と認め、村災害対策本部を設置した場合、村災害対策本部における組織上の「課」を「部」に読み替えるものとする。
2. 発災初期において、前項1.の課長の参集が遅れた場合、本部長は、参集した職員の中から課長の代理を速やかに指名する。なお、本部長が不在の場合は、副本部長、本部付（教育長、総務課長）が指名する。
3. 各出先機関は各々の施設の防災対策に当たる。ただし、本庁所管課の属する課又は災害対策本部から各課への応援を指示された場合はそれに従う。小中学校は学校内の防災対策に万全を期するとともに、災害対策本部と緊密な連絡を取り、避難所の運営等に協力する。

(2) 災害対策調整会議

- ① 諸塚村災害対策調整会議（現地災害対策調整会議）…随時開催



4. 各課の事務分掌

課長(消防団長を含む。以下同じ。)は、本部長の命を受け、課(消防団を含む。以下同じ。)の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。班長は課長の命を受け、班の事務を掌理する。

災害対策本部の各課及び特命班の事務分掌は以下の資料のとおりである。

【資料 1-3-2-01 各課・特命班の事務分掌】

災害対策本部の組織は、状況に応じ各課、特命班の要員の増減を行う。

5. 職員の参集及び動員

(1) 配備体制

村は、災害の規模及び被害の程度等により、次の基準に基づき、3種の配備体制をとる。
なお、状況に応じて各課、特命班の動員の適時増員、減員をおこなう。

動員人員配備体制

区分	1号配備 (情報連絡本部設置)	2号配備 (災害警戒本部設置)	3号配備 (災害対策本部設置)
本部の長	本部長 総務課長 副本部長 各課長	本部長 総務課長 副本部長 各課長	本部長 村長 副本部長 副村長
本部付			教育長 総務課長
配備基準	・諸塚村に気象警報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・災害の発生が予測されるとき。 ・台風の接近により、諸塚村が強風域に入ることが明らかに予想されるとき。 ・諸塚村で震度4又は近隣町村で震度5弱以上が観測されたとき。 ・その他総務課長が必要と認めたとき。	・諸塚村に気象警報を発表されたときで、局地的な被害が発生したとき。 ・村の広範囲に災害の発生が予測されるとき。 ・台風の接近により、諸塚村が強風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき。 ・諸塚村で震度5弱が観測されたとき。 ・その他総務課長が必要と認めたとき。	・気象警報が発表されたときで、住民の生命・身体に被害を及ぼす災害が発生又は発生のおそれがあるとき。 ・台風が村を直撃することが明らかなとき。 ・台風の通過により諸塚村が暴風域に入ることが明らかで、その後さらに事態の悪化が予想されるとき。 ・諸塚村で震度5強以上が観測されたとき。 ・その他村長が必要と認めたとき。
配備内容	本部長が指定した連絡担当職員が配置につき、その他の職員は待機体制をとる。	本部長が指定した職員が配置につく。 その他の職員は待機体制をとる。	各課の職員全員が配置につく。

課名	動 員		
総 務 課	総務課長、消防主任	総務課長、消防主任 その他指定した職員	全職員
企 画 課	待機	指定した職員	全職員
住 民 福 祉 課	待機	指定した職員	全職員
産 業 課	指定した職員	指定した職員	全職員
建 設 課	指定した職員	指定した職員	全職員
教 育 委 員 会	待機	指定した職員	全職員
議 会 事 務 局	待機	指定した職員	全職員
会 計 室	待機	指定した職員	全職員
診 療 所	待機	指定した職員	全職員

勤務時間外における「待機」は、役場での勤務は要しないが、連絡があれば対応できる状態をいう。

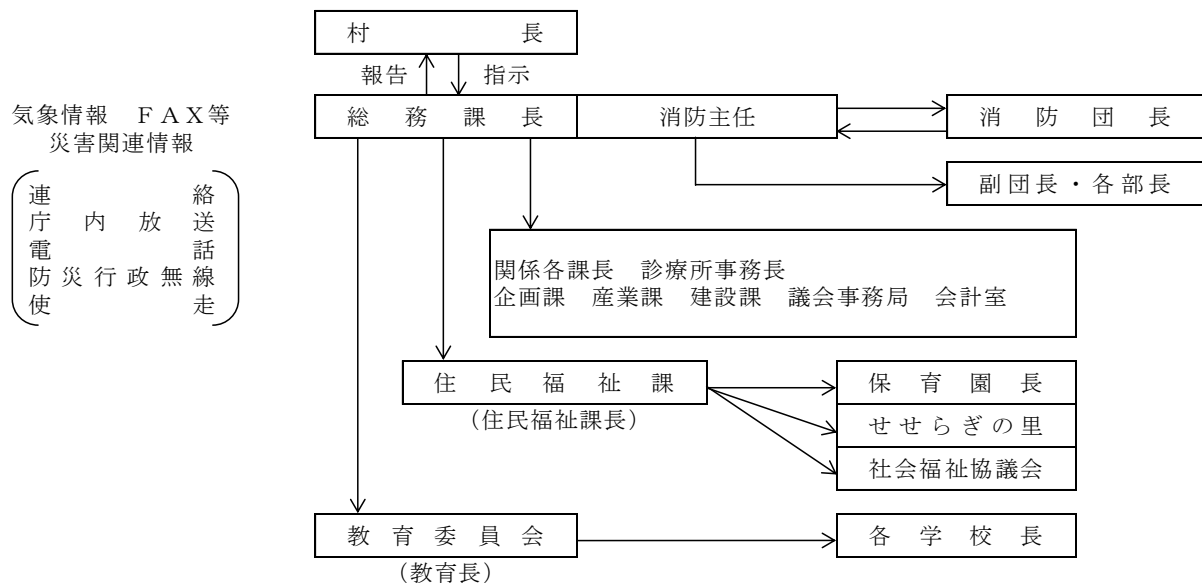
1 〈第3編 応急対策計画〉

第2章 災害対策本部体制の確立

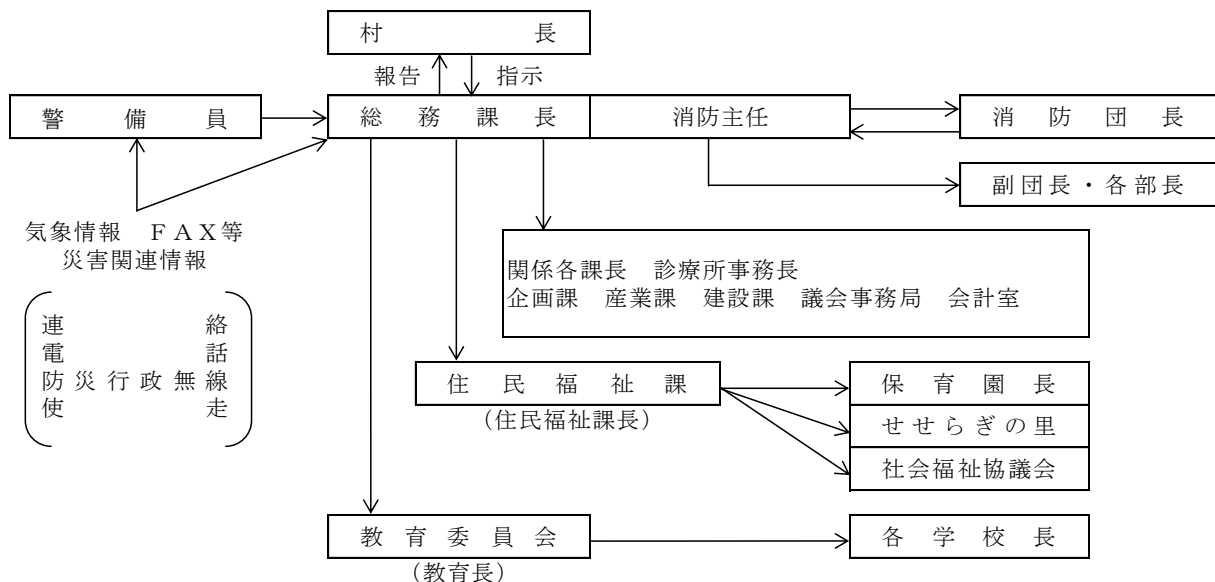
第6節 災害対策本部の組織

(2) 配備体制の伝達系統

① 勤務時間内の伝達系統



② 勤務時間外の伝達系統



(3) 職員の動員

① 村長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び行動マニュアルに従い職員を動員する。

② 自主参集

ア 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で報道される各種情報により状況を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

イ その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。ただし、配備基準に照らして3号配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する課局の関係機関等に参集して所属長にその旨報告した上で、その指示に従う。

第3章 情報の収集、伝達

<災害対応フェーズ>

		発災		3 時間	72 時間	2 週間	1 カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
村 担 当	本部事務局 総務課 (特)情報班	○風水害等の場合の気象予警報等の連絡体制 ○情報連絡系統の確保 ○システムの運用開始 ○災害情報の収集と災対各課との共有化					
	企画課	○広報・広報資料の作成					
宮崎県		○システムによる、県内災害対策本部との情報系統の確保					
宮崎地方気象台		○地震や津波に関する情報等の発表					

災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では被害に関する細かい数値より災害全体の概要を知ることにより全力を挙げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなくあらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

第1節 災害情報の収集・連絡

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

1. 地震情報の連絡

気象庁から発せられた地震や津波に関する情報を県、村、防災関係機関は収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

1.1 情報の種類

- ① 地震情報
- ② 津波警報・注意報
- ③ 津波情報

1.2 地震情報の収集

県内 26 市町村に設置されている計測震度計による震度情報が震度情報ネットワーク・シ

システムにより表示される。

また、気象庁では、地震情報を発表している。

これらの地震情報を一刻も早く入手して防災体制をとることとする。

(1) 地震情報の種類と内容

地震情報の種類と内容

情報の種類	内 容
震 度 速 報	地域震度のお知らせ（震度3以上）
震源及び震度に関する情報	震源要素及び地震の規模並びに地域震度
各地の震度に関する情報	震源要素及び地震の規模並びに観測点ごとの震度
地震回数に関する情報	時間あたりに発生した有感地震及び無感地震の回数

(2) 地震解説資料

宮崎地方気象台は、県内で震度4以上を観測した場合や津波予報区「宮崎県」に津波警報又は注意報を発表した場合、地震解説資料を作成して県及び防災関係機関に提供する。

過去に発生した地震状況、震央分布、地震活動経過図等の情報

1.3 地震情報の伝達

【資料 1-3-1-05 諸塚村の情報伝達系統】

(1) 各機関の措置

宮崎地方気象台は、気象庁から通知された地震や津波に関する情報を発表する。

県は、震度情報ネットワーク・システムで得られた各市町村の震度情報を防災情報処理システムにより、関係機関にデータ配信する。また、宮崎地方気象台から通知される情報は、県の危機管理局が受領し、危機管理課長は、必要に応じ関係機関に通知する。

県警察本部は、宮崎地方気象台から通知される情報は、県警察本部(警備第二課)が受領し、警備第二課長は関係各警察署に通知する。

放送機関は、宮崎地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努める。

(2) 村の措置

① 村に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握する。

① 村長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。

② 村長は、情報の伝達を受けたときは、諸塚村地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。

(3) その他関係機関の措置

宮崎地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意

し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

1.4 異常現象発見者の通報義務

地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に、また市町村長は、宮崎地方気象台、県(危機管理局)、その他の関係機関に通報しなければならない。

2. 被害状況の早期把握

2.1 震度分布把握システムの活用

県下全市町村に1基ずつ設置された計測震度計の情報を震度情報ネットワーク・システムで収集し、県内の震度分布を把握し、被害の概況を推測する。

2.2 上空からの概況把握

(1) 県防災救急ヘリコプターによる概況把握

県は、地震による被害の発生が予想され、または発生した場合においては、直ちに防災救急ヘリコプターを出動させ、画像伝送等により情報を収集伝達する。

(2) 警察ヘリコプターによる概況把握

警察は、地震による被害の発生が予想され、または発生した場合においては、直ちに警察ヘリコプターを出動させ、画像伝送等により情報を収集伝達する。

(3) 他機関のヘリコプターによる概況把握の要請

県は、市町村、防災関係機関等から被害概況報告、または独自の収集活動により得られた情報に基づき、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊、宮崎海上保安部およびヘリコプター等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要請する。

(4) 自衛隊による上空からの偵察結果に基づく概況把握

県内で震度5弱以上の地震が発生した場合、自衛隊は、航空機による上空からの現況把握を行い、把握結果を必要に応じ県に伝達する。

(5) 重点的に把握すべき被害概況

- ① 火災の状況(炎上、延焼、消防隊の配置)
- ② 建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀)
- ③ 道路、鉄道の被害(橋梁、盛土、崖崩れによる通行不能箇所)
- ④ 崖崩れの状況(位置、被災戸数)
- ⑤ 道路渋滞の状況

3. 第1次情報等の収集

3.1 県への報告

災害発生後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。報告は災害対策支援情報システムにより行なう。

3.2 現地調査班の派遣

県から情報収集を目的として県職員が派遣された場合は、被害状況調査と連絡員の役割を担う。なお重点的に調査すべき項目を次に示す。

- ① 火災の状況(炎上、延焼、消防隊の配置)
- ② 建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要救助者の有無)
- ③ 道路の被害(橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱)
- ④ 崖崩れの状況(位置、被災戸数、要救助者の有無)
- ⑤ 道路渋滞の状況
- ⑥ 村民の行動、避難状況、要望
- ⑦ 現地での応急対策活動での問題点
- ⑧ 災害救助法の適用基準となる人的被害、住家被害の世帯数
- ⑨ 社会福祉施設の被害

3.3 その他の手段による情報の収集

(1) 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

(2) テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

(3) アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。

(4) 民間企業からの情報収集

物流・宅配会社、トラック会社、バス会社、建設会社等の協力を得て情報を収集する。村では国・県道の状況報告は建設会社に委託している。

(5) 郵便局、農業協同組合、森林組合等の各団体の協力を得て情報を収集する。

(6) パソコン通信利用者等の協力による情報収集

パソコン通信利用者等の協力を得て情報を収集する。

4. 被害情報、応急対策活動情報の連絡

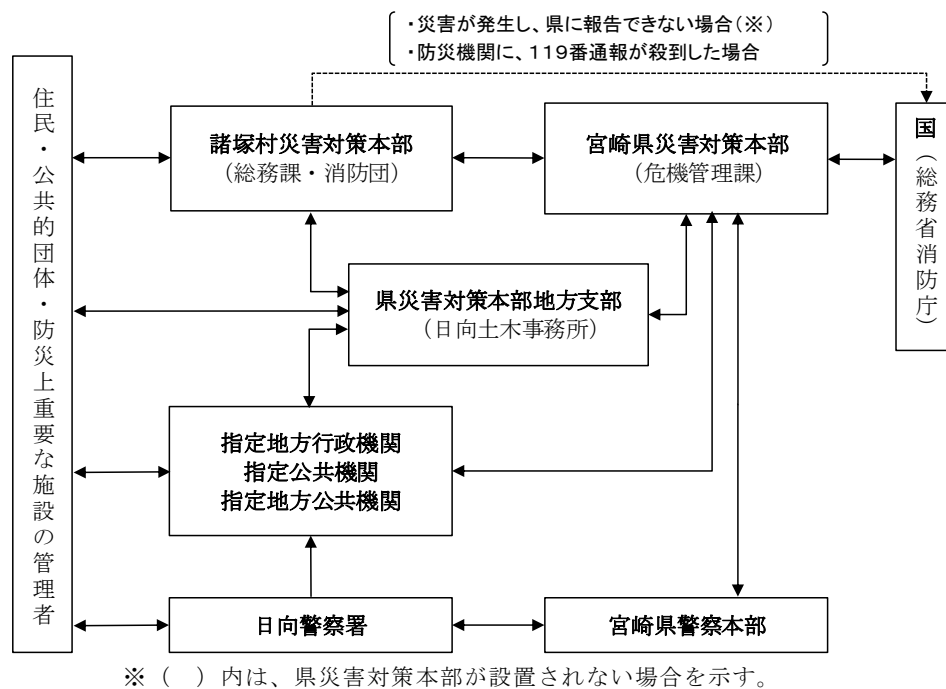
村(災害対策本部)は、被害状況、応急対策活動等の情報をとりまとめ、必要防災関係機関に情報を提供する。

4.1 情報の流れ

1 〈第3編 応急対策計画〉
 第3章 情報の収集、伝達
 第1節 災害情報の収集・連絡

災害現場からの情報は、村災害対策本部が集約する。管理者が明確な公共施設・ライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、同様に村災害対策本部が集約する。

これらの情報は、村災害対策本部から県及び国並びに指定地方行政機関等に通知する。



4.2 被害情報等の伝達手段

村(災害対策本部)は、次の手段により被害情報等を伝達する。

- ① 被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより報告する。または、有線・無線電話（FAXを含む。）若しくは電報のうち、最も迅速確実な手段を使う。
- ② 有線が途絶した場合は、防災行政無線、NTT 災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ③ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

4.3 情報収集・伝達活動

(1) 村域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「県への報告文書、災害概況即報及び被害状況即報の様式」を用いて県(災害対策地方支部)、その他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、被害の把握ができない状況にあっても迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後 20 日以内に行う。

- ① 村災害対策本部が設置されたとき
- ② 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ③ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- ④ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

【資料 1-3-3-01 県への報告文書】

(2) 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生ずるおそれがある場合には、県(災害対策本部)に直接連絡をとる。

なお、県(災害対策本部)に報告することができない場合には、国(消防庁)に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について連絡する。

(3) 災害規模が大きく、村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県(災害対策本部)その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

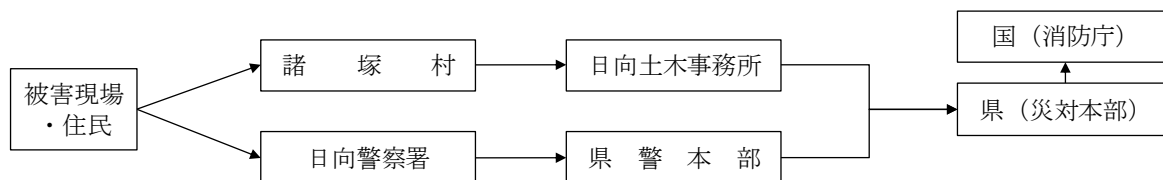
(4) 消防庁への直接報告

- ① 村民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県(災害対策本部)及び国(消防庁)へ同時に報告する。
- ② 地震が発生し、村内で震度 5 強以上を記録したものについては、第一報を直接消防庁へ原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。(被害の有無を問わない。)

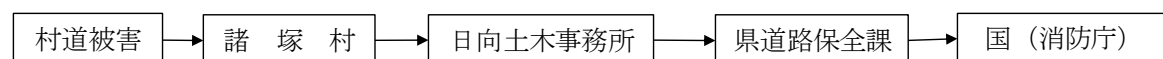
4.4 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、次の要領で情報の収集・伝達を実施する。

① 情報収集・伝達系統 1 (死者、負傷者、建物被害、その他の被害)

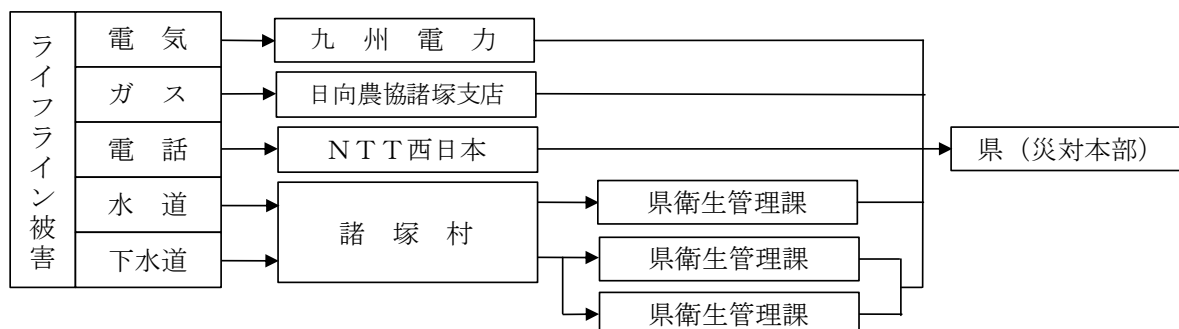


② 情報収集・伝達系統 2 (道路被害)

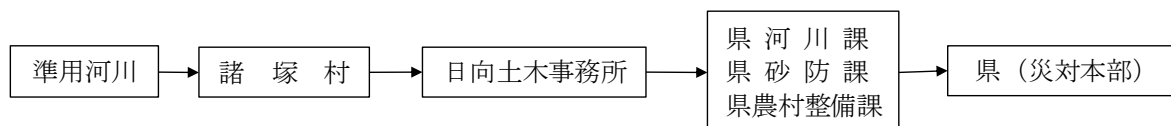


1 〈第3編 応急対策計画〉
 第3章 情報の収集、伝達
 第1節 災害情報の収集・連絡

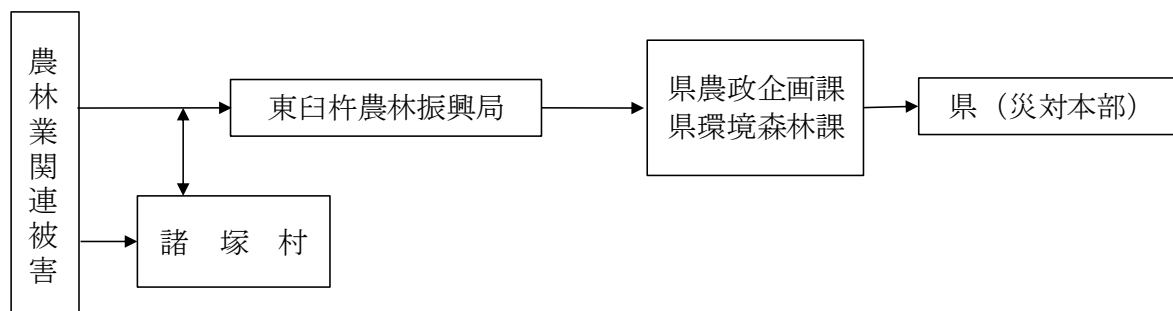
③ 情報収集・伝達系統3（ライフライン被害）



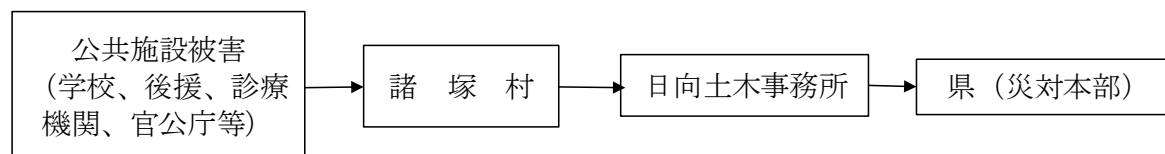
④ 情報収集・伝達系統4（河川、ダム）



⑤ 情報収集・伝達系統5（農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地）



⑥ 情報収集・伝達系統6（その他公共施設）



5. 被害状況等の集約

村災害対策本部は、被害状況等の情報を集約し、とりまとめる。

【資料 1-3-3-02 被害状況等の調査責任機関】

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね以下の資料の「被害状況判定基準」の基準による。

【資料 1-3-3-01 県への報告文書】

6. 村民への広報

6.1 広報活動

(1) 広報内容

① 被災地村民に対する広報内容

被災地の村民の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。

- ア 火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等)
- イ 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- ウ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- エ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- オ 近隣の助け合いの呼びかけ
- カ 公的な避難所(福祉避難所を含む)、救護所の開設状況
- キ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ク バスの被害状況、運行状況
- ケ 救援物資、食料、水の配布等の状況
- コ し尿処理、衛生に関する情報
- サ 被災者への相談サービスの開設状況
- シ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ス 臨時休校等の情報
- セ ボランティア組織からの連絡
- ソ 全般的な被害状況
- タ 防災関係機関が実施している対策の状況

② 被災地外の村民に対する広報内容

村は、被災地外の村民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするため他機関に対し協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地村民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ア 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- イ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- オ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- カ 全般的な被害状況
- キ 防災関係機関が実施している対策の状況

1 〈第3編 応急対策計画〉

第3章 情報の収集、伝達

第2節 通信手段の確保

(2) 広報手段

【資料 1-3-3-03 広報活動実施系統図】

村が保有する人員、資機材を活用して村民に対して効果的な広報活動を行う。
その手段としては、次のようなものがある。

- ① 防災行政無線(同報系、移動系)
- ② 広報車による呼びかけ
- ③ ハンドマイク等による呼びかけ
- ④ ビラの配布
- ⑤ 携帯電話（緊急速報メールを含む）
- ⑥ インターネット
- ⑦ 立看板、掲示板
- ⑧ CATV システム

6.2 報道機関への対応

(1) 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、可能な範囲で提供する。

(2) 報道機関への発表

災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、村長（災害対策本部長）が必要と認める情報について、速やかに実施する。

また、発表に当たっては、自衛隊等その他の機関の広報との連携・協力についても考慮する。

第2節 通信手段の確保

災害発生時における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握し、必要な指示、命令、勧告等を行うための通信手段を確保する。

無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられるので関係機関間の協力を密にし、多様な通信手段の活用を図る。

1. 専用通信設備の運用

1.1 通信設備の機能確認

有線通信設備及び村防災行政無線を有効に機能させるために、災害後直ちに設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧する。

1.2 県総合情報ネットワークの活用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、村、消防団及び日赤、自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合情報ネットワークを活用する。

2. 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生ずる場合は次のような代替手段を用いる。

2.1 NTT西日本の災害時優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・情報等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への収容については、NTT 西日本宮崎支店へ依頼する。

2.2 NTT西日本の非常・緊急通話の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

(1) 非常通話とは、集中豪雨、台風等により非常事態が発生した場合(又は、発生のおそれがある場合)、救援、交通、通信、電力の確保や、秩序維持のための通話である。

(2) 緊急通話とは、上記の非常事態のほか緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のための通話である。いずれの通話もあらかじめ NTT 西日本に電話番号を登録しておくことが必要である。

非常・緊急通話の利用方法は、102 をダイヤルして、オペレータ応答後次の内容を告げる。

- ① 非常扱い、緊急扱いを告げる。
- ② 登録された電話番号と災害対策本部等の正式名称
- ③ 相手の電話番号
- ④ 通話の内容

(3) 電報に関しても通話と同様に非常・緊急電報を設ける。

3. 携帯電話等の使用

迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話及び衛星携帯電話の効果的な使用を行う。

4. 非常無線通信の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第52条の規定に基づい

1 〈第3編 応急対策計画〉

第3章 情報の収集、伝達

第2節 通信手段の確保

て、無線局は非常無線通信(以下「非常通信」という。)を行うことができる。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

4.1 利用資格者

原則として、非常通信はだれでも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

4.2 非常通信の依頼先

宮崎地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく必要がある。

4.3 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は、次のとおりである。

- ① 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- ② 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- ③ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- ④ 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- ⑤ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関して緊急措置を要するもの

4.4 発信の手続き

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙(なければ普通の用紙でもよい)にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- ① あて先の住所、氏名(職名)及び分かれば電話番号
- ② 本文(200字以内)、末尾に発信人名(段落で区切る)
- ③ 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

5. 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第47条の規定により他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。この場合、事前に関係機関と協議しておく。

使用できる主な機関は、次のとおりである。

【資料 1-3-3-04 通信設備が優先利（使）用できる機関名】

6. 孤立防止対策用衛星電話の利用

災害時、特に郡部において交通手段、通信手段が途絶し孤立地区の発生が予想される。このため西日本電信電話（株）は孤立防止対策用衛星電話を、N T Tの各支店、市町村役場、農漁協、小学校等に常置しており、一般加入電話等の途絶に際してはこの衛星電話を利用する。

＜利用方法＞

●電話をかけるとき

★MODE ランプ消灯時（オペレータ扱い）：通常はこの状態

ア 受話器をはずします。

イ 市外局番なしの「102 番」をダイヤルします。

（注）MODE ランプ消灯時は 102, 117 以外は使用できません。

ウ オペレータが出ましたら下記のことをお告げください。

- ・衛星電話からの通話であること。
- ・非常扱いの通話または緊急扱いの通話の申し込みであること。
- ・お客様の機関の名称
- ・相手の電話番号
- ・お話になる内容

エ オペレータが通話を接続します。相手が出ましたらお話ください。

★MODE ランプ消灯時（自動接続）：災害時などに遠隔で設定

ア 受話器をはずします。

イ お話したい相手の電話番号を市外局番からダイヤルします。

ウ 応答がありましたらお話ください。

●呼び出しがあったとき

呼び出しベルが鳴りましたら受話器をお取りください。

オペレータが通話をおつなぎします。

7. 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。保有機関は、宮崎県、県内 26 市町村、県警察本部、自衛隊、宮崎市消防局である。

8. 放送機能の利用

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を NHK 宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎及び(株)エフエム宮崎に要請する。

1 〈第3編 応急対策計画〉

第3章 情報の収集、伝達

第2節 通信手段の確保

なお、村長の放送要請は、県を通じて行う。

9. 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は、使送により通信を確保する。

10. 自衛隊の通信支援

自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、「第21章 受援対策 第2節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続を行う。

11. アマチュア無線ボランティアの活用

11.1 受入体制の確保

宮崎地区非常通信協議会を通じて平素からアマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、災害発生時は協議会を「受入窓口」としてアマチュア無線ボランティアを確保する。

11.2 アマチュア無線ボランティアの活動内容

- ① 非常通信
- ② その他の情報収集活動

第4章 救助・救急及び消火活動

＜災害対応フェーズ＞

		発災	3 時間	72 時間	2 週間	1 カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
村 担 当	総務課 (特)情報班 (特)消防・救 急班		○被害状況を把握し救助・救急活動を行う。				
	診療所		○医療救護所の設置を行う。				
	消防団		○消火活動、救助活動。				
宮崎県			○消防情勢を把握し、村長からの要請がある場合措置を講 じる。				

第1節 救助・救急活動

災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、村民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な救助・救急活動を実施する。

1. 救助・救急活動の原則

- ① 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、村長が行うことを原則とする。
- ② 県、県警察及び自衛隊は、村長が行う救助・救急活動に協力する。
- ③ 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
- ④ 村は、村内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
- ⑤ 自主防災組織、事業所等及び村民は、地域における相互扶助による活動を行う。
- ⑥ 自衛隊の救助・救急活動は「第21章 受援対策 第2節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の定めるところにより行う。

2. 村及び消防機関による救助・救急活動

2.1 情報収集、伝達

(1) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 災害状況の報告

総務課長は、災害の状況を村長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れないよう努める。

1 〈第3編 応急対策計画〉

第4章 救助・救急及び消火活動

第2節 消火活動

2.2 救助・救急要請への対応

災害発生後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき、次の組織的な対策をとる。

- ① 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- ② 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

2.3 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

2.4 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

2.5 後方医療機関への搬送

- ① 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。
- ② 搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

3. 村民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

村民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行う。

- ① 自治公民館等の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- ② 救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- ③ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
- ④ 自主救助活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救助を図る。
- ⑤ 救助活動を行うときは、可能な限り村、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受ける。

第2節 消火活動

地震発生に伴う火災は、同時多発の可能性が大きい。従って、消防機関は相互の連携を図りつつ、村民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な消防活動を実施する。

消防組織法に規定するように消防責任は村にある。従って、消防活動は村がその責任にお

いて行うものであるが、大災害等の場合、県に必要な措置を要請する。

1. 消防機関による消火活動

1.1 情報収集、伝達

(1) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 災害状況の報告

総務課長は、災害の状況を村長に対して報告するとともに、村長は県に対して応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

1.2 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

(1) 避難場所及び避難路確保優先の原則

多数の延焼火災が発生している地区は、村民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難場所及び避難路の確保等、村民の安全確保を最優先とする活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

(3) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の地区から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消火活動を優先する。

特に、危険物の漏えい等により災害が拡大し又はその恐れのある地区は、村民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

(4) 火災現場活動の原則

- ① 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

特に、救護活動の拠点となる診療所及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、村民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

1.3 応援派遣要請

1 〈第3編 応急対策計画〉

第4章 救助・救急及び消火活動

第2節 消火活動

村自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、県に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

1.4 応援隊の派遣

村が被災していない場合、消防相互応援協定及び県の指示により、消防団員を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

1.5 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。応援隊の受入れは「宮崎県消防広域応援基本計画」「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて行う。

1.6 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項の規定に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

2. 県のとる措置

2.1 消防情勢の把握

県は、防災救急ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、消防機関または村長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握する。

2.2 防御措置に関する指示

県は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、村長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。

- ① 災害防御実施方法
- ② 他市町村への消防隊員の応援出動
- ③ 防御用資機材の輸送その他の応援

2.3 応援及び協力の要請

県は、消防の応援について村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

- ① 消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプタ

一の派遣等を消防庁長官に要請する。

なお、消防庁長官は特に緊急と要する場合等は、県の要請を待たずに他の市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。

また、緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づく、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行う。

- ② 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

【資料 1-3-4-01 大規模災害等における緊急の広域消防応援】

3. 村民、自主防災組織、事業所（研究室、実験室を含む。）による消火活動

3.1 村民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターコック、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

3.2 自主防災組織の活動

- ① 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。
- ② 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。
- ③ 消防団が到達したときは消防団の長の指揮に従う。

3.3 事業所(研究室、実験室を含む)の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ① 自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- ② 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

危険物等（高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等）を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ① 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- ② 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- ③ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第5章 地域住民相互援助

＜災害対応フェーズ＞

		発災		3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
村 担 当	本部事務局 総務課		○災害情報の収集・整理 ○相互応援協定に基づく応援要請				
自治公民館			○災害応急対策への協力				
その他関係機関							

災害の発生時又は発生するおそれがある場合における隣保互助及び民間団体活用対策は、地域村民組織を基盤として、次のとおり実施する。

なお、村民組織の現況として、自治公民館（自主防災組織）等の組織があることから、これらの協力を得て実施する。

第1節 村民組織及び民間団体の活動範囲

(1) 自ら計画し活動する範囲

- ① 災害に際し、情報を収受したときは、速やかに村災害対策本部へ通報する。
- ② 応急避難、初期消火、炊き出し等は隣保協力して行う。
- ③ 被災者の救助、救護を行う。

(2) 本部長が要請し活動する範囲

- ① 被災者の収容、避難、食料供給活動の協力
- ② 被災地の清掃及び防疫活動の協力
- ③ その他、本部長が特に必要と認めた活動の協力

第2節 災害対策本部が行う活動要請の手続き

(1) 民間団体への活動要請の手続きは、災害対策本部の本部員がその必要を認めたとき、直接民間団体の責任者に対して行うものとする。この場合、直ちに本部長にその要旨を報告しなければならない。

(2) 民間団体に活動を要請する場合には、次の各号について明らかにし、活動が円滑に運営できるよう配慮しなければならない。

- ① 災害活動の内容
- ① 協力希望の人数

- ② 調達を必要とする用具
- ③ 活動の場所及び期間
- ④ その他参考となる事項

第3節 活動の内容と事後の措置

民間団体等の活動協力が決定した場合、その担当本部員は、本部長に報告するとともに次の措置を講ずる。

- (1) 活動地に誘導するため職員を派遣し、活動状況を把握するとともに、災害対策本部との連絡に当たる。
- (2) 活動に必要な資機材をあらかじめ確保する。
- (3) その他作業の円滑を図るための処置を行う。

なお、活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を本部長に提出する。

- ① 活動内容
- ② 活動人員と期間
- ③ 活動の場所
- ④ 活動の効果
- ⑤ 事故が発生した場合はその内容
- ⑥ その他、今後の参考となる事項

第6章 医療救護活動

＜災害対応フェーズ＞

		発災 3 時間 72 時間 2 週間 1 カ月				
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
村 担 当	総務課 (特)消防・救 急班		○医療救護体制の確立、傷病者の搬送 ○人的被害状況、医療機関の被害状況に関する情報集約	○DMAT 等、外部救援機関への支援要請と受入れ ○医療ボランティア等受入れ・調整		
診療所				○医療救護班編成と医療救護所の設置・運営対応		
宮崎県				○DMAT 等、外部救援機関への支援要請に関する調 整		

第1節 医療機関による医療救護活動

医療救護は住民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、村は、県及び関係市町村、各医療、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救援に万全を期する。

なお、村が災害救助法の適用のあった場合に、村が行った医療に要した経費について、県は災害救助法の規定の範囲内で支出する。

1. 医療救護班による医療救護活動

1.1 医療救護の実施

医療救護の実施は、医療機関の協力を得て、医療救護班を編成して行うが、緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行う。

- (1) 医療救護班は、村立診療所の医師、看護師等により構成する。
- (2) 医療救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。
- (3) 医療救護班で不足する場合は、DMAT 及び JMAT 等の医療救護班の応援を要請する。この場合においては医療救護班を包含し編成する。

医療救護班の編成（宮崎県内体制）

機 関 名	名 称	備 考
県 立 病 院	県立病院救護班	
日 本 赤 十 字 社 宮 崎 県 支 部	日本赤十字社宮崎県支部常備救護班 日本赤十字社宮崎県支部現地医療班	
医 師 会	J M A T（日本医師会災害医療チーム）	民間医療機関等で構成
国 立 病 院 等	協力医療救護班	国立病院等で編成
保 健 所	保健所医療救護班	
諸 塚 村	村医療救護班	診療所要員を中心に編成

第2節 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

1. 傷病者の搬送

消防機関の救急車で対応するが、消防機関のみでは十分な対応ができない場合は、診療所所有の患者輸送車等の活用を図る。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、患者輸送車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、宮崎県ドクターヘリや宮崎県防災救急ヘリコプター、自衛隊等関係機関と連携を図る。その際、使用病院の明記及び病院付近の緊急時ヘリコプター離発着場等の確保を図る。

被災地域内の医療機関で対応が困難な重症患者について、被災地域外への搬送が必要な場合には、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、当該広域搬送拠点までの搬送体制の確保を図る。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮する。

2. 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応するが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、宮崎県ドクターヘリや宮崎県防災救急ヘリコプター、自衛隊等関係機関と連携を図る。

3. 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプター等の活用が有効と考えられるので、宮崎県ドクターヘリや宮崎県防災救急ヘリコプター、自衛隊等関係機関と連携を図る。

1 〈第3編 応急対策計画〉

第6章 医療救護活動

第3節 医薬品等の供給

緊急時ヘリポート（ただし、4～6はドクターヘリのみ離着陸可能）

HP 番号	名称	宮崎大学病院から			地図番号	標高 FT	住所	緯度	経度
		方位	距離	時間					
1	もうつか せん 諸塚村民運動場(小学校)	002	41	22分	35-B-5	756	東臼杵郡諸塚村大字 家代3082	32° 31' 07"	131° 20' 06"
2	もうつか せん 諸塚村野球場	002	41	22分	35-B-5	756	東臼杵郡諸塚村大字 家代3202-2	32° 31' 11"	131° 20' 07"
3	いけ ぐほ 池の窪グリーンパーク	004	41	22分	35-C-5	2616	東臼杵郡諸塚村大字 家代5317-1	32° 31' 27"	131° 21' 49"
4	セツ山小学校	358	44	24分	35-A-3	1529	東臼杵郡諸塚村大字 セツ山2549	32° 34' 04"	131° 16' 46"
5	荒谷小学校	004	40	22分	35-D-6	974	東臼杵郡諸塚村 家代6159	32° 30' 07"	131° 22' 23"
6	いいほし 飯干緑地広場	359	49	27分	30-H-6	3766	東臼杵郡諸塚村大字 セツ山8941-1	32° 38' 17"	131° 15' 54"

第3節 医薬品等の供給

県は宮崎県薬剤師会に備蓄している災害用医薬品等をすみやかに供給する。

また、輸血用血液製剤については、宮崎県赤十字血液センターが供給する。

さらに、必要に応じて日本赤十字社九州血液センターに要請し、円滑な供給に努める。

第4節 医療情報の確保等

県、村、医療機関、消防機関等は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、みやざき医療ナビ等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずる。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行う。

第7章 二次災害防止

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
村担当	本部事務局 建設課 (特)家屋班		○建物被害の情報収集・集約体制の確保 ○建物被害棟数の集約と予測		○応急危険度判定士の確保 ○応急危険度判定の優先地域を特定 ○応急危険度判定結果の集約	
	宮崎県				○応急危険度判定士の派遣調整	

第1節 水害、土砂災害対策

地震発生により河川やダム、斜面等に支障が生じ、出水等による水害や崩壊による土砂災害といった二次災害による死傷者等をできる限り軽減するため、また、被災した建築物の倒壊や危険物等の災害を最小限にとどめるため、村及び防災関係機関は相互の連携を図りつつ、村民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な防止対策を実施する。

1. 水害防止対策

震災時における水防活動は、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

1.1 水防管理団体及び村の措置

- ① 地震が発生した場合、ダム、河川等の堤防、護岸の決壊又は放流による洪水の発生が予想されるので、水防管理者又は村長は、地震(震度5強以上)が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び村民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。
- ② 村自らの水防力では十分な活動が困難な場合は、県に対して応援を要請し、関係機関の応援により行う。

1.2 施設管理者の措置

(1) 応急措置

河川施設、ダム等の管理者は、地震(ダム及び国土交通省の管理する施設は震度4、その他の施設は震度5弱以上)が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び村民に連絡するとともに、水門等の操

作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

(2) 情報の広報

河川管理者である国土交通省及び県は、河川施設等の被害が発生し、洪水などの恐れがあると認めるときは、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、村民に周知させる。

2. 土砂災害防止対策

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地、また、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される溪流（小流域）について、地震により災害が発生すること、あるいは地震後の降雨により土砂災害の危険性が高まることもあるため、適切な処置を行う。

2.1 現地状況の把握

土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集する他、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される溪流（小流域）、土砂災害の危険箇所及び土砂災害警戒区域等について巡視等により状況把握に努める。

2.2 土砂災害緊急情報の周知

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、村が適切に村民の避難勧告の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。村は警戒避難情報を村民に提供する。

(1) 国土交通省

- ① 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流
- ② 河道閉塞による湛水

(2) 県

- ① 地すべり

2.3 応急措置

村は、崖崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性がある判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

- ① 避難勧告、避難指示等
- ② 立入規制
- ③ クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
- ④ 観測機器の設置、観測

2.4 復旧対策

被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視を行い、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

2.5 情報の連絡・広報

村は、土砂災害危険箇所についての情報を災害対策本部や関係機関に報告するとともに、周辺村民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

第2節 建築物等の倒壊対策

地震により被災した建築物等が倒壊することによる二次災害を防止するため、応急危険度判定調査等を実施する。

1. 応急危険度判定

1.1 判定士派遣要請・派遣

(1) 判定士派遣要請

余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

(2) 判定士の派遣

県は村の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士の派遣を行う。

1.2 応急危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

- ① 判定対象建築物は、村が定める判定街区の建築物とする。
- ② 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ③ 判定結果の責任については、村が負う。

(2) 判定の関係機関

- ① 村は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- ② 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

(3) 判定作業概要

判定作業は、村の指示に従い実施する。

- ① 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ② 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ③ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- ④ 判定は、原則として「目視」により行う。

1 〈第3編 応急対策計画〉

第7章 二次災害防止

第3節 爆発及び有害物質による二次災害対策

- ⑤ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

2. 二次災害防止のための応急措置

建物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第3節 爆発及び有害物質による二次災害対策

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめる。

また、施設の従業員や周辺村民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

1. 危険物等流出対策

1.1 危険物等流出対策

村は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

また、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

1.2 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、村、警察等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

1.3 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

1.4 県、村の対応

村は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

県は、村から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。

1.5 村民に対する広報

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、村民の安全を図るため次により広報活動

を実施する。

- ① 危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに村、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。
- ② 村は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。
- ③ 県は、災害の状況、応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、防災救急ヘリコプター等により広報をするとともに、ラジオ・テレビ放送等報道機関の協力を得て周知を図る。

2. 石油类等危険物施設の安全確保

2.1 事業所における応急処置の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

2.2 被害の把握と応急措置

村は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

県は、村からの要請に応じ、応援部隊の派遣要請・指示等の措置を講じる。

3. 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

3.1 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

3.2 災害情報の収集

県及び県高圧ガス保安協会は、地震発生時には、被災事業所と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。

3.3 高圧ガス取扱施設及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の活用

県及び県高圧ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

3.4 毒劇物取扱施設の安全確保

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物の保管施設等に異常がないかどうかの点検を

1 〈第3編 応急対策計画〉

第7章 二次災害防止

第4節 宅地等の崩壊対策

行う。さらに、当該施設管理者は、施設外への毒物または劇物の流出等をおこす恐れがある場合、または流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、村、管轄保健所、警察署、消防機関等に連絡し、被害の拡大防止に努める。

第4節 宅地等の崩壊対策

地震等により被災した宅地等が、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度判定調査等を実施する。

1. 宅地危険度判定

1.1 宅地判定士派遣要請・派遣

(1) 宅地判定士派遣要請

余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

(2) 宅地判定士の派遣

県は村の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに宅地判定士の派遣を行う。

1.2 宅地危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

- ① 判定対象宅地は、村が定める判定実施区域内の宅地とする。
- ② 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ③ 判定結果の責任については、村が負う。

(2) 判定の関係機関

- ① 村は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。
- ② 県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

(3) 判定作業概要

- ① 判定作業は、村の指示に従い実施する。
- ② 宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。
- ③ 調査は、判定調査票の項目にしたがって、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。
- ④ 判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

2. 二次災害防止のための応急措置

被災宅地危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

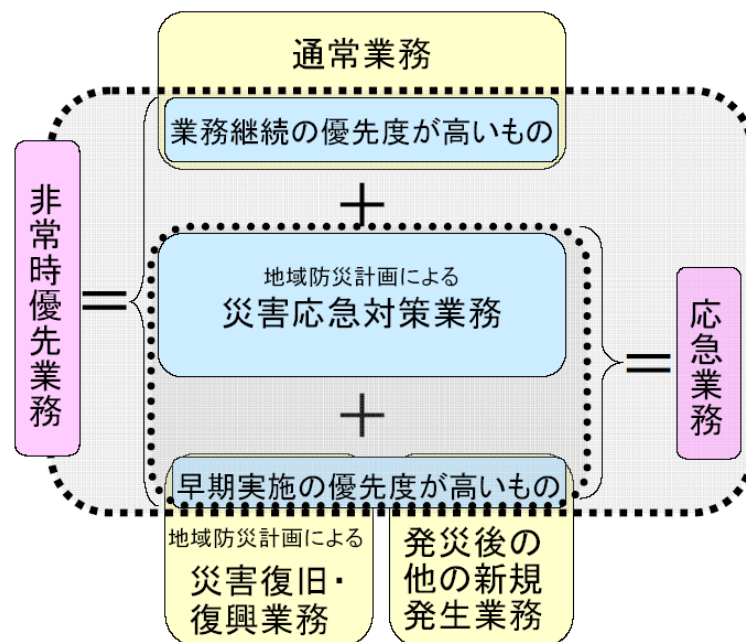
第8章 非常時優先業務の判断と要員配置

第1節 業務継続計画の構成と目標

1. 地域防災計画と業務継続計画

地震等の自然災害、感染症の危険、大規模事故やテロ等の危機的事象が発生した場合の村の対応は、優先度の高い通常業務（優先通常業務）、状況に応じた応急対策業務、優先度の高い復旧業務（優先復旧業務）の3つに分類され、「非常時優先業務」と総称される。

地域防災計画は、災害に備えた予防計画、発災後の応急業務対策・復旧対策・復興対策の集成であり、業務継続計画は、通常業務が維持できない事態になった状況からの迅速な復旧（感染症の場合は再開）に必要な、業務の優先判断、資源（人的、物的）の配置等、組織的な対処手順を明確にしたものである。



非常時優先業務のイメージ

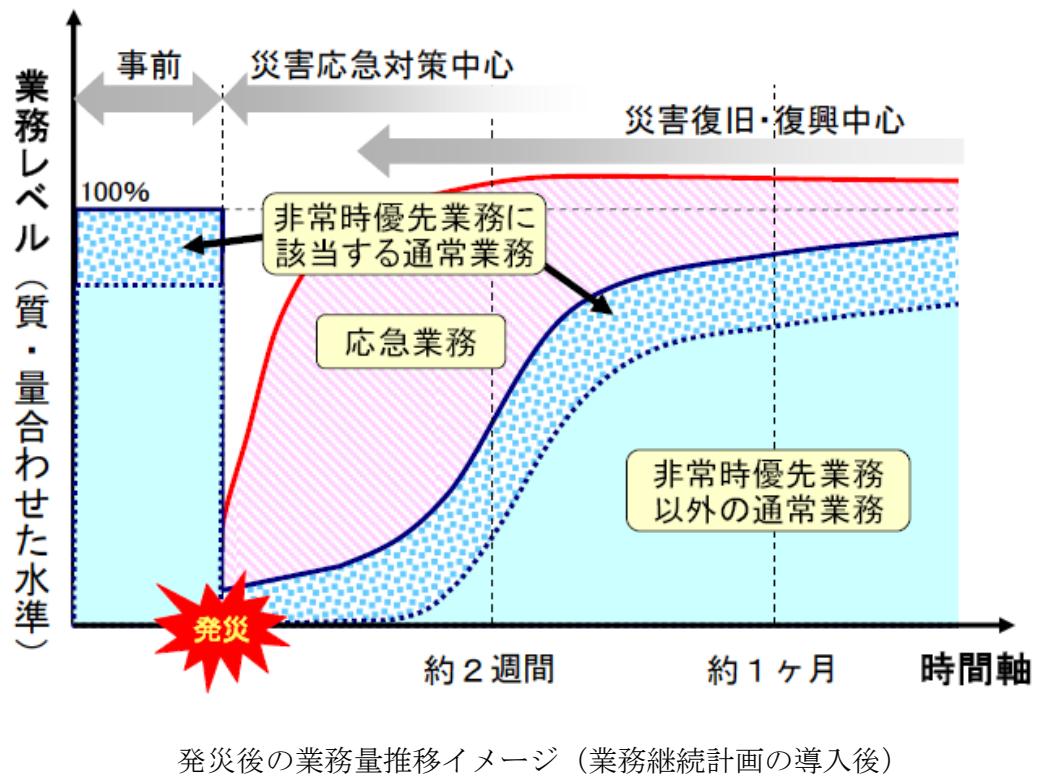
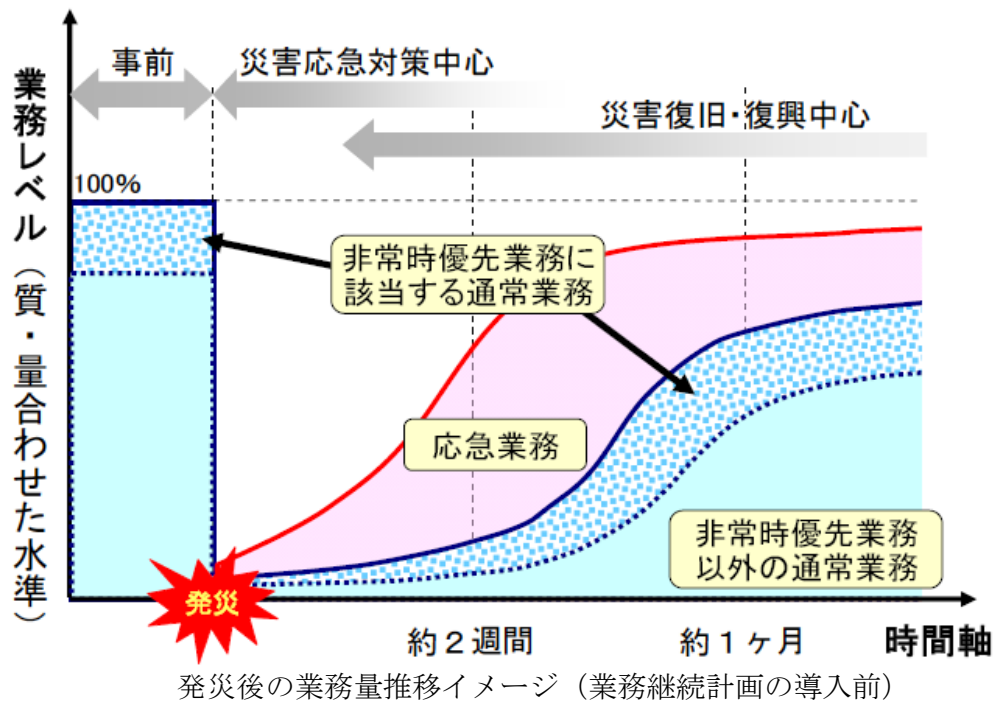
2. 業務継続計画の概要

2.1 業務継続計画の意義

災害対策における業務継続計画とは、人的、物的、情報、ライフライン等、災害時に利用できる資源に制約がある状況下で、非常時優先業務への対処に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、明確化等について、必要な措置を講じることにより、大規模な災害が発生しても適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

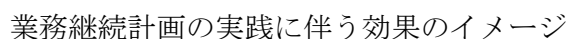
2.2 業務継続計画の目標効果

業務継続計画を策定し、事前の対策を講じることによって、優先通常業務の立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行うことが可能となる。



第1節 業務継続計画の構成と目標

業務継続計画では、通常業務を課・係の単位に抽出して、その実行に必要な職員数を洗い出している。また、抽出した業務のそれぞれに対して「庁内他課の職員を充当することが可能かどうか」と、「他都市やボランティアからの支援を受けて遂行することが可能かどうか」についても調査した結果に基づき、職員以外の応援による業務レベルの向上を図っている。



【解説】、平成22年4月、内閣府（防災担当）

2.3 災害対策と感染症対策の比較

No	比較項目	災害対策	新型インフルエンザ等感染症対策
1	活動の範囲	地域内で発生する事案に対して、地域内で対応することが基本	健康危機は現実的には地域外で発生し、不可視に進行する。地域外からの情報収集は重要
2	被害の拡大・終息	発災直後に最大の被害を受け、被災箇所を中心にして復旧・復興	感染経路の途絶と発症例の封じ込めというエリアの対応
3	状況把握	特に発災期・初動期において、現地情報の不足・混乱が生じ、対策の判断を誤る要因になる。	健康危機事態の進行に関わる情報が、逐次全庁的に把握できる。災害対策本部の情報リテラシーが問われる。
4	組織の活動	特に発災期・初動期においては現地対応が中心。現地で対応し切れない状況下で、災害対策本部及び全庁的な資源投入が行われる。災害対策本部機能はその調整に当たる。	災害対策本部が中心。人の接触を避けることが対応原則である感染症対策にあつては、現地拠点は医療施設を除いて縮小・一時閉鎖の対象であり、災害対策本部による資源配置が重要
5	受援活動	地域外からの支援要員が大きな役割を果たす。	人の移動の抑制が原則であり、支援要員は地域内に限られる。

第2節 職員の状況調査と配置調整

1. 応援を必要とする業務の把握

各課は、職員やその家族の被災状況、参集の可否・時期を調査し、職員参集の可否・時期状況を踏まえ、応援を必要とする業務の有無について検討する。応援が必要だと判断した場合、業務内容・人員について本部事務局（総務課）へ要請する。

本部事務局（総務課）は、各課へ応援を要請する。各課は、職員応援要請の内容を確認し、対応可能な業務・人員についてまとめ、本部事務局（総務課）へ伝達する。

本部事務局（総務課）は、各課からの情報をもとに、職員配置案を検討する。また、案に基づいて各課への応援を要請し、職員の参集状況等の変化に応じて配置案を随時見直す。

2. 県への応援要請

本部事務局（総務課）は、各課の職員だけでは、他課への応援が著しく困難と認められる場合、本部事務局を通じて県に、他市町村からの応援職員の派遣を要請する。

本部事務局（総務課）は県と協議し、他市町村からの応援職員の派遣要請に必要な処置を行う。また他市町村からの応援職員の派遣が決定した場合には、集結場所の確保等の必要な受入れ準備を行う。

3. 応援職員への通達

本部事務局（総務課）からの要請内容に基づいて、他課からの応援職員、他市町村からの応援職員が担う所掌事務の範囲等について検討する。

検討結果を紙ベースにまとめ応援職員及び他市町村からの応援職員に対して所掌事務について通達する。

第9章 緊急輸送力の確保

＜災害対応フェーズ＞

		発災 3 時間 72 時間 2 週間 1 カ月				
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
村 担 当	本部事務局 総務課		○緊急輸送に関わる道路情報の連絡体制の確保 ○緊急輸送のための道路情報の共有			
	(特)物資班		○車両の調達			
	建設課 (特)道路班		○通行事前規制 ○障害物除去			
日向警察署			○交通規制			
その他関係機関			○救助物資等の貨物自動車による輸送の確保に関すること。			

第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害時における交通の確保・緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、村は関係機関と協議し、迅速に陸上輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両等を調達するなど、輸送体制に万全を期する。

なお、県は、災害救助法の適用のあった村の行う輸送に要した経費について災害救助法の規定の範囲内で支出する。

1. 輸送に当たっての配慮事項

- ① 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとる。
- ② 緊急輸送は次の優先順位に従って行うことを原則とする。
 - ア 人命の救助、安全の確保
 - イ 被害の拡大防止
 - ウ 災害応急対策の円滑な実施
- ③ 県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は災害時における応援協定を締結している各都道府県に協力を要請する。

2. 災害発生後の各段階において優先されるもの

2.1 第1段階(地震発生直後の初動期)

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

1 〈第3編 応急対策計画〉

第9章 緊急輸送力の確保

第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

- ② 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- ③ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ④ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- ⑤ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ⑥ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- ⑦ ヘリコプター等の燃料

2.2 第2段階(応急対策活動期)

- ① 前記 2.1 の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

2.3 第3段階(復旧活動期)

- ① 前記 2.2 の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

3. 村及び防災関係機関の緊急輸送

3.1 村の対応

- ① 村が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、村が行うことを原則とする。
- ② 村長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- ③ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。
- ④ 村は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

3.2 防災関係機関の対応

- ① 防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

4. 緊急輸送状況の把握と輸送の調整

- ① 県は、効率的な緊急輸送を行うために、緊急輸送路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口（災害対策本部（支援班））を設置し、緊急輸送主体からの問い合わせに対する的確

な情報伝達を行う。

- ② 県は、村及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、次のような場合は、災害対策本部（支援班）において調整を行う。

- ア 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- イ 輸送の実施機関において、輸送することが不可能と認められる場合

第2節 陸上輸送体制の確立

地震発生後、特に初期には、使用可能な陸上交通・輸送ルートを経済輸送のために確保する必要がある、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

1. 対策の概要

- ③ 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等必要な情報を把握し、災害対策本部に連絡する。
- ④ 災害対策本部は、交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。
- ⑤ 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。
- ⑥ 緊急輸送実施者は、輸送手段を確保する。

2. 交通規制の実施及び緊急交通路の確保

2.1 交通規制の実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行う。

なお、これらの責任者は相互に協力し、り災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努める。

(1) 交通の規制

災害により道路損壊等が発生した場合及び災害の発生が予想される場合は、被災地における災害応急活動の円滑な推進を図るため、道路管理者、日向警察署長と協議のうえ速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

災害時における交通規制の実施責任者は次のとおりである。

① 道路法に基づく規制（道路管理者）

災害時において道路施設の損害等により、施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者は道路交通を禁止し、又は制限する。
(道路法第46条)

② 道路交通法に基づく規制（県公安委員会）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要が

あると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。(道路交通法第4条)

また、必要に応じ、警察署長（高速道路交通警察隊長）による交通規制のほか、警察官（交通巡視員）による現場の交通規制を実施する。(道路交通法第4条・第5条・第6条)

③ 災害対策基本法に基づく規制（県公安委員会）

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(災害対策基本法第76条第1項)

(2) 交通施設の緊急対策

交通施設の応急対策は、それぞれの交通施設の管理者が行う。

2.2 交通規制の種別と措置内容

(1) 規制の種別

災害時における交通規制の種別は、次のとおりである。

① 危険箇所における規制

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

イ 道路交通法に基づく規制（同法第4条及び第6条）

② 緊急通行のための規制（県公安委員会）

災害対策基本法に基づく規制（同法第76条第1項）

(2) 危険箇所における規制

各道路管理者又は県公安委員会は、道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は制限をする必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置する。

(3) 緊急通行のための規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し、若しくは近接する地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、次により適切な措置をとる。

① 県公安委員会の措置

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限

したときは次の措置をとる。

ア 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法に基づく通行禁止の対象、区域又は区間、及び期間を記載した様式1による標示を設置して行う。緊急を要するために標示を設置することができないときは警察官の現場における指示により行う。

イ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は、制限しようとするときは、予め当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区域又は区間及び理由を通知する。

ただし、緊急を要する場合で、予め当該道路の管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知する。

ウ 周知措置

本県、又は本県に隣接し、若しくは近接する県で緊急通行車両以外の車両の通行禁止等の措置をとったときは、直ちにその区域内にある者に対し、通行禁止区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させなければならない。

(4) 警察官等の措置命令等

① 警察官の措置命令（災害対策基本法第76条の3第1項、第2項）

ア 警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、車両その他の物件の移動、その他必要な措置をとることを命じることができる。

イ アにより措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

ウ イの場合において警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

② 自衛官及び消防吏員の措置

ア 警察官がその場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員が、それぞれ自衛隊用緊急通行車両、又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために、法第76条の3第1項及び第2項において警察官の権限として規定されている措置命令及び措置を準用して自ら行うことができる。

イ 自衛官及び消防吏員からの警察署長への通知

自衛官及び消防吏員はアの措置をとったときは、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(5) 緊急通行車両等の標章及び証明書

1 〈第3編 応急対策計画〉
第9章 緊急輸送力の確保
第2節 陸上輸送体制の確立

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により、標章及び証明書を交付し、被災地における交通混乱の防止を図る。

① 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 届出済証の交付を受けている車両の確認は、警察本部又は通行の禁止・制限区域を管轄する警察署、交番、交通検問所等において実施する。

イ 緊急通行車両であると確認した場合は、車両の使用者に対し、様式2の標章及び様式3の証明書を交付する。

② 事前届出がなされていない緊急通行車両等の確認

ア 確認の申請

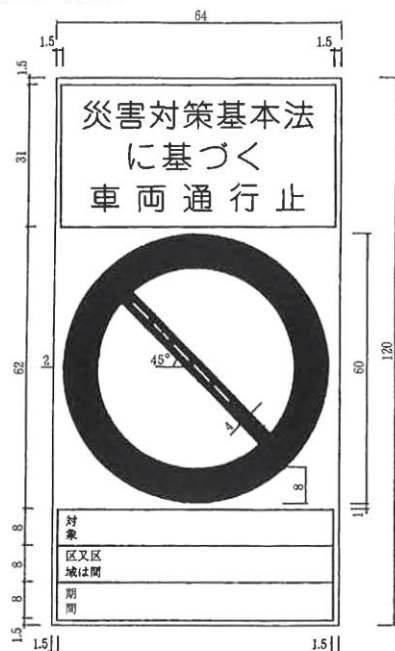
災害発生時に緊急輸送等に車両を使用する者は、様式4の確認申請書により、必要書類を添付して警察署等に申請する。

イ 警察署等は、審査・確認を行い、様式2の標章と様式3の証明書を交付する。

(6) 標章の掲示

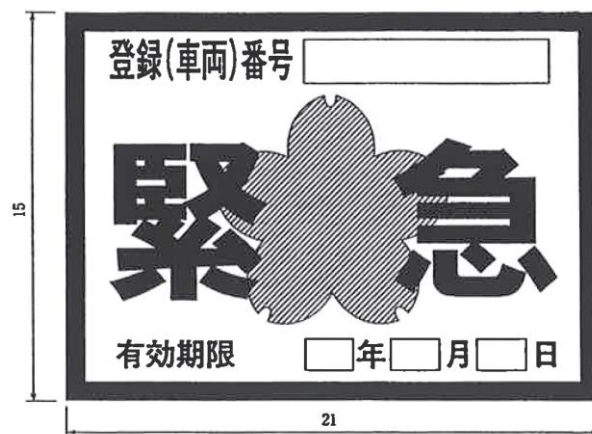
交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

様式1 (標示)



備考

- 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合に あっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【資料 1-3-9-01 (様式3 緊急通行車両確認証明書)】

2.3 緊急交通路の確保

(1) 交通規制の実施

① 警察官及び警察署長権限による交通規制の実施(発災直後)

交通調査班の報告等に基づいて、交通規制を行う場合、発災直後の現場は人心も動揺しており、パニック状態となることが予想されるため、次の事項等を総合的に判断し、被災地への流入抑制を重点に交通規制を行う。

- 家屋等の崩壊、火災による危険防止
- 道路損壊、橋梁の崩壊等による危険防止
- 人命救助活動等のための通行路の確保（交通規制路線との接続）
- 避難路の確保
- 交通渋滞緩和のための措置

ア 緊急交通路指定前の交通規制の範囲

交通規制路線は、県公安委員会の指定する緊急交通路の対象となるため、指定前における交通規制範囲の設定に当たっては、交通規制路線を含んだ区域或いは同路線に接続する道路を選定する。

イ 交通規制の方法

交通規制は、原則として規制標識を掲出して行うが、急を要する場合等にあっては、

現場警察官の指示で実施する。

消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

ウ 交通規制の対象

交通規制は、被災地への流入車両を対象とし、被災地からの流出車両については原則として制限しない。また、危険防止上必要を認めるときは、歩行者及び軽車両についても対象とするが、緊急車両等については規制から除外する。

エ 迂回路対策

交通規制の実施に伴い、迂回路も併せて設定し、整理誘導を行う。なお、迂回路の設定に当たっては、災害警備本部及び隣接警察署と連携を密にする。

オ 放置車両等の排除措置

災害対策基本法適用前における放置車両等の排除については、即時強制はできないので、道路管理者と連携し各種法令を根拠に排除する。

② 災害対策基本法に基づく交通規制の実施（発災直後から4、5日ないし1週間程度）

村民等の避難、負傷者の救出、救護、消火など災害応急対策を迅速に実施するため災害対策基本法に基づく交通規制を行い、緊急交通路の確保を図る。

ア 緊急交通路の指定

緊急交通路は災害警備本部長が指定する。管内に当該指定に係る緊急交通路を有する警察署にあっては、直ちに、交通規制を実施する。この場合、当該路線において既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急交通路の規制に切り換える。（規制表示の変更）

イ 緊急交通路の指定の周知措置

緊急交通路が指定された場合、村長は直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間及びその他必要な事項を関係機関に通知するとともに、道路情報センター及び報道機関を通じて一般に広く周知させる。（テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など）

ウ 交通規制の方法等

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法に基づく標示を掲出して行い、緊急車両及び緊急通行車両確認標章を掲出している車両以外は全面通行禁止とする。

ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしない。

エ 迂回路対策

災害警備本部長の緊急交通路の指定に併せて迂回路の指定もされるため、当該迂回路についても、主要交差点に所要の要員を配置し、整理誘導を行う。

オ 交通規制要員の配置等

緊急交通路を確保するための交通規制要員は、すべての交差点への配置が望ましいが、人員的に困難な場合は、主要交差点に重点配置するなど弾力的に運用する。

また、警備業者による交通整理員の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に

連携した整理誘導を行う。

カ 交通規制用資機材の活用

交通規制は、パイロン等の資機材を十分に活用し、要員の効率的な運用を行う。

キ 署長権限規制の継続

緊急交通路として指定のない区域又は区間についても、必要により署長権限規制を実施し、迅速・円滑な救助救援活動に資する。

ク 路上放置車両等に対する措置

緊急交通路における路上放置車両等は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき措置する。この場合、当該措置をした警察官は、速やかに当該措置をした場所を管轄する所属長に報告し、報告を受けた所属長は、当該措置に伴って車両その他の物件を破損した場合にのみ、災害警備本部長に報告する。

③ 道路交通法に基づく交通規制(4、5日ないし1週間以降)

この時期は、防疫、医療活動、被災地への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフライン等の復旧活動が本格化する一方、道路の啓開等も進み、復旧物資の輸送需要も高まることから、道路交通法に基づく交通規制に切り替える。

2.4 自動車運転者のとるべき措置

(1) 根拠

交通の方法に関する教則（昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号）第10章 交通事故、故障、災害などのとき、第3節 災害などのとき

(2) 内容

① 大地震が発生したとき

大地震が発生した場合、運転者は次のような措置をとるようにする。

ア 車を運転中に大地震が発生したとき

○ 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

○ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

○ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

② 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通規制が行われたとき

災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている村域(これに隣接し又は近接する市町村を含む。)において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止

され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに、車を次の場所へ移動させる。

○ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

○ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置をとらなかったり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

3. 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

3.1 被害状況の把握

県、村及び各道路管理者は、所管する緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告する。

3.2 緊急輸送ルート啓開の実施

村内の緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに日向土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

3.3 啓開資機材の確保

村は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

3.4 障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

3.5 応急復旧

被害を受けた緊急輸送路は直ちに復旧し、交通の確保に努める。

3.6 道路輸送手段の確保

(1) 車両等の確保

- ① 輸送のために必要とする自動車及びその運転者(以下「車両等」という。)の確保は、次の各関係機関等の協力を得て行う。

- ア 応急対策を実施する機関に所属する車両等
- イ 公共的団体に属する車両等
- ウ 自衛隊の車両等
- エ 営業用の車両等（トラック協会等）
- オ 自家用の車両等

- ② 村で車両等の確保が困難な場合、または輸送上他の市町村で車両を確保する方が効率的な場合は、隣接の市町村または県に協力を要請して車両等の確保を図る。

(2) 集積場所及び要員の確保

- ① 物資の集積地は、原則として次のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

物資の集積地

施設名	所在地	電話番号
諸塚村中央公民館	諸塚村大字家代 3066 番地	0982-65-1246
諸塚村役場	諸塚村大字家代 2683 番地	0982-65-1111

- ② 物資の集積配分義務を円滑に行うため、物資集積場所に必要に応じ職員を配備し、派遣された県職員と協力して物資の配分を行う。（「第12章 緊急物資対策」参照）

(3) 人力による輸送

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行う。人力による輸送は、村民の協力を要請して行う。ただし、村民による人力輸送が困難な場合は、県に自衛隊の災害派遣を要請して行う。

第3節 航空輸送体制の確立

災害により道路損壊が相次ぐなど、陸上交通に支障・遅滞があるときは、村民避難、物資、機械等の輸送などの応急対策活動は、ヘリコプターなどを使っての航空輸送に頼らざるを得ない事態も発生する。ヘリコプターの手配、ヘリポートの確保等をあらためて確認しておく必要がある。

1 〈第3編 応急対策計画〉

第9章 緊急輸送力の確保

第4節 燃料の確保

1. 緊急時ヘリポートの確保等

- ① ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。
- ② 地方支部は、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、県(災害対策本部)に報告する。
- ③ 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、県を通じて自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお投下場所の選定、安全の確保については、その都度定める。

緊急時ヘリポート

名 称	管理者	電話番号
諸塚村村民グラウンド	諸塚村教育委員会	0982-65-0072
諸塚村人工芝野球場	諸塚村教育委員会	0982-65-0072
諸塚村池の窪グリーンパーク	諸塚村企画課	0982-65-1116

第4節 燃料の確保

輸送業者による輸送あるいは借上げ車両等の燃料の確保に努める。

第10章 避難対策

＜災害対応フェーズ＞

		発災	3 時間	72 時間	2 週間	1 カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
村 担 当	本部事務局 総務課 (特)避難所 班	○避難所、住宅の避難者に関する人数状況確認 ○風水害等の場合の気象予警報等の連絡体制 ○情報連絡系統の確保 ○災害情報の収集と各課との共有化 ○異常現象発見の受報及び関係機関への通報 ○広報・広報活動				
	住民福祉課 (特)避難所 班	○避難所の開設・運営 ○相談窓口の設置				
	教育委員会	○園児・児童・生徒の保護及び避難誘導				
自治公民館		○避難所の開設・運営				

第1節 避難誘導の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、村民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、村は関係機関の協力を得て、村民の避難に関する勧告・指示を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止める。

1. 避難対策の実施責任者

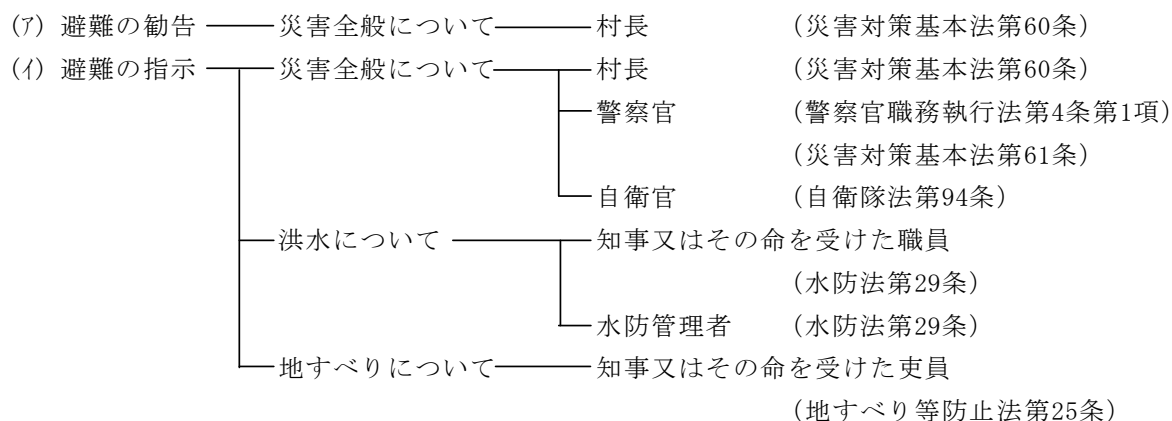
1.1 避難の勧告・指示

避難の勧告・指示の実施責任機関は、次のとおりとする。県は、村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。(災害対策基本法第 60 条第 5 項～第 7 項)

1 〈第3編 応急対策計画〉

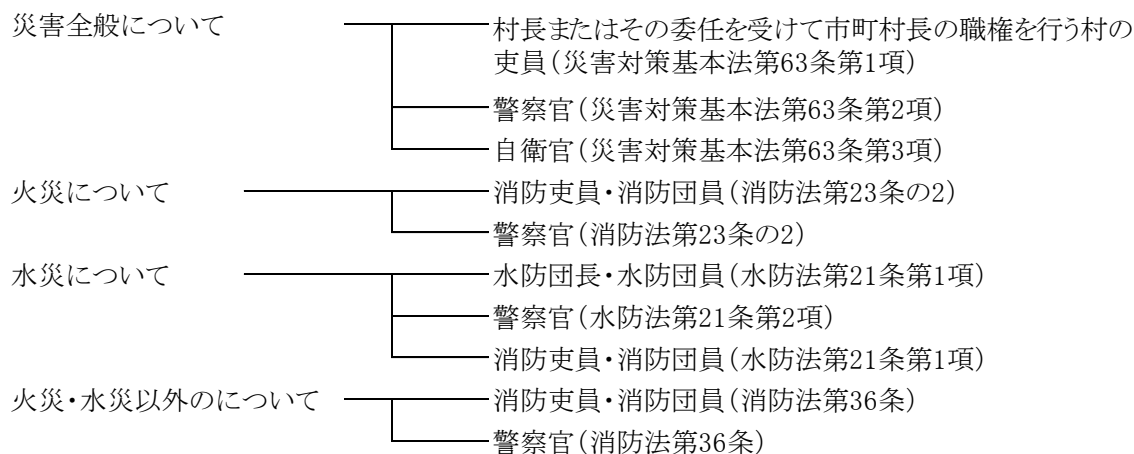
第10章 避難対策

第1節 避難誘導の実施



1.2 警戒区域の設定

原則として、村民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は、消防法又は水防法によって行う。なお、県は、村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。(災害対策基本法第73条第1項)



1.3 設定の基準

- ① 村長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、村民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- ② 警察官は、村長(権限の委託を受けた村職員を含む。)が現場にいないとき、又は村長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を村長へ通知する。
- ③ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、村長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに

警戒区域を設定した旨を村長へ通知する。

1.4 規制の内容及び実施方法

- ① 村長、警察官、県又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁上の措置を講ずる。
- ② 村長、警察官は、協力し村民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

1.5 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難の勧告、指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難の勧告・指示者が行い、避難所の開設、収容保護は村が行う。両者は、緊密な連絡を保って実施する。

2. 避難準備情報・勧告・指示

2.1 避難が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては、次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難準備情報の発令、避難勧告・指示を行う。

また、大雨特別警報が発令された場合は、特別警報の発令を住民に周知するとともに、避難勧告または指示の措置内容について、再度確認を行なうこととする。

- ① 土砂災害(崖崩れ、地すべり、土石流)
- ② 延焼火災
- ③ 危険物漏えい(劇毒物、爆発物)
- ④ 水害(河川等)
- ⑤ その他

2.2 避難準備情報の発令の基準

避難準備情報を発する基準は、おおむね次のとおりとする。

- ① 次の警報が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき
大雨警報（浸水害、土砂災害）、暴風警報、洪水警報
- ② 河川が避難判断水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき
- ③ 個別の溪流・斜面の状況や気象情報、県が提供する土砂災害発生予測情報等により、土砂災害発生の危険性が高くなったと判断されるとき
- ④ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- ⑤ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき

2.3 避難の勧告の発令の基準

1 〈第3編 応急対策計画〉

第10章 避難対策

第1節 避難誘導の実施

避難勧告を発する基準は、おおむね次のとおりとする。

- ① 大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表され河川が氾濫危険水位に到達した場合
- ② 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき
- ③ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の危険性が著しく高くなったと判断される
とき
- ④ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土
砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合
- ⑤ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表され
た場合
- ⑥ 土砂災害の前兆現象（湧き水、溪流の水量変化等）が確認された場合
- ⑦ その他人命保護上、避難を要すると認められるとき

2.4 避難の指示の発令の基準

避難指示を発する基準は、おおむね次のとおりとする。

- ① 河川に決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき
- ② 土砂災害警戒情報が発令され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で、土砂災
害警戒情報の基準を実況で超過し、より著しい危険が切迫しているとき
- ③ 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場
合
- ④ 土砂災害が発生し、さらに二次被害の発生する恐れがある場合
- ⑤ 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必
要がある場合

2.5 特別警報発表時の対応

気象庁から特別警報が発表された場合は、防災行政無線等を活用し、その内容を住民へ周知する。また、特別警報発令時は通常の警戒レベルを超える異常な気象状況が観測されている事態を勘案し、既に実施済みの避難勧告、避難指示の措置の内容について、避難勧告等対象地区の範囲が十分であるか等を再度確認する。なお住民へ周知する場合は、危険度をより強調するメッセージを伝達する。

2.6 避難勧告・指示の実施責任者

- ① 村長及び水防管理者は、火災、がけ崩れ、土石流、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、村民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の村民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。また、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくものとする。なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、村から求めがあった場合は、避難指示等について助言を行うものとする。

- ② 警察官は、村長が指示できないと認めるとき、または村長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該村民に対し立ち退きを指示するものとする。この場合、避難の指示をした旨を村長に通知する。（災害対策基本法第61条）
- ③ 警察官は、前記の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。
- ④ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいるものを避難させることができる。（自衛隊法第94条）

2.7 避難準備情報及び避難勧告・指示の内容

避難準備情報及び避難勧告・指示は、次の内容を明示して実施する。

- ① 発令者
- ② 差し迫っている具体的な危険予想
- ③ 避難対象地区名
- ④ 避難日時、避難先及び避難経路
- ⑤ 避難行動における注意事項(携帯品、服装等)
- ⑥ 出火防止の措置（〈電気配電盤〉の遮断措置等）

2.8 避難措置の周知

(1) 村長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき村長及び関係機関に通知する。

(2) 村長は、自ら避難の勧告又は指示を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の村民に対しその周知徹底を図るとともに、県に報告する。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

① 関係機関への連絡

村長は、避難勧告又は指示した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

② 村民への周知徹底

村長は、避難勧告・指示を行った状況を速やかに村民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

ア テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール）、サイレン、警鐘、防災行政無線、拡声器、口頭等を用い又は併用し、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に徹底する。

イ 報道機関等への放送要請等により、村民に広報する。

1 〈第3編 応急対策計画〉

第10章 避難対策

第1節 避難誘導の実施

なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難勧告・指示等に関する情報をトップページに掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

3. 避難実施の方法

村長及び避難の指示者は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期する。

3.1 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させる。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。

- ① 高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、心身障がい者等の要配慮者
- ② 防災に従事する者以外の者

3.2 避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努める。

- ① 避難に当たっては、村、消防団、警察等が協力し、安全な経路を選定のうえ、避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速化を図る。
- ② 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。
- ③ 地域の実情に応じ避難路を選定する。主な避難路は、一般国道 327 号、国道 503 号、県道 50 号（諸塚高千穂線）、県道 219 号（上長川日之影線）及びこの計画で定める指定避難路とする。
- ④ 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最少限度に制限し、円滑な立退きについて適宜指導をする。
- ⑤ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確かめる。

4. 学校・教育施設等における避難誘導

- (1) 避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。
- (2) 校長等は、おおむね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行えるよう努める。
 - ① 災害種別に応じた避難指示等の伝達
 - ② 避難場所の指定
 - ③ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者の決定
 - ④ 児童生徒の携行品を指示
 - ⑤ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- (3) 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- (4) 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

- ① 教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
- ② 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所(崖崩れ、危険な橋、堤防)の通行を避ける。
- ③ 保護者連絡網により保護者へ連絡し、保護者に直接学校まで迎えを要請する。
- (5) 災害の状況により学校に待機させる必要がある場合は、校長等は関係機関及び保護者に連絡した上で、学校内で待機させ児童生徒の安全を確保する。
- (6) 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

5. 孤立地域対策

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立村民の生活に甚大な影響を及ぼす。

孤立が予想される地域を念頭に置き避難対策を実施する。

5.1 孤立実態の把握対策

- ① 孤立予想地域に対し、NTT 回線及び防災行政無線、衛星携帯電話等を通して、孤立状況の確認を行う。
- ② 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

5.2 救助・救出対策

- ① ヘリコプターによる救助または救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- ② ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- ③ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- ④ 孤立地域内の要配慮者等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて、県又は近接他市町村の応援を得て、救出を推進する。

5.3 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線、消防救急無線及びアマチュア無線や衛星携帯電話の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

5.4 食料品等の生活必需物資の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対し

1 〈第3編 応急対策計画〉

第10章 避難対策

第1節 避難誘導の実施

てヘリコプター確保に関する要請を行う。

5.5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

6. 避難場所への村職員等の配置

村が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため村職員(消防団員を含む。)を配置する。

7. 避難場所における救護等

(1) 避難場所の実施事項

避難場所に配置された村職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- ① 洪水・火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達
- ② 避難した者の掌握
- ③ 必要な応急の救護
- ④ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容

(2) 村が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力する。

8. 避難状況の報告

(1) 避難情報の報告事項

村は、自主防災組織並びに施設等の管理者から直接に、次に掲げる避難状況の報告を求める。

- ① 避難の経過に関する報告：危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。
 - ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
 - イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - ウ 村等に対する要請事項
- ② 避難の完了に関する報告：避難完了後、速やかに行う。
 - ア 避難場所名
 - イ 避難者数・避難世帯数
 - ウ 必要な救助・保護の内容
 - エ 村に対する要請事項

(2) 村は、避難状況について、県へ報告する。

- ① 避難の完了に関する報告：避難完了後、速やかに行う。

第2節 避難所の開設、運営

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する。避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していく。

なお、県は、災害救助法の適用のあった村の行う避難所の開設、運営に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する

1. 避難所の開設、運営

1.1 避難所の開設

村は、避難所を開設する必要があると認められるときは、次により避難所を開設し、速やかに被災者を避難誘導する。

特に、要配慮者への避難誘導に留意する。

(1) 基本事項

① 対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者(旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む)
- ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
- ・ 村長の避難命令を受けた者
- ・ 村長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要がある者

② 開設場所

- ア あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無など安全性を確認の上、避難所を開設する。
- イ あらかじめ指定した避難所が不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げや野外に天幕等を設営し、避難所を開設する。
- ウ 災害の様相が深刻で、村内に避難所を開設することができない場合は、隣接市町村の避難所への収容委託や隣接市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を開設する。
- エ 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し生活相談員等を配置する。
なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

③ 設置期間

- ア 避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し避難者が減少するときは 逐次開設数を整理縮小する。
- イ 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施

1 〈第3編 応急対策計画〉

第10章 避難対策

第2節 避難所の開設、運営

設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図る。特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図る。

ウ 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設をすすめる。

エ 災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。

ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生労働大臣の承認を必要とするため県と協議する。

④ 県への報告

村は避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告する。この場合の報告事項はおおむね次のとおりである。

- ・ 避難所の開設の日時及び場所
- ・ 開設数及び収容人員
- ・ 開設見込み期間

⑤ 県への要請

村は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など避難所の開設営に支障が生じた場合には、必要によって隣接町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請する。

1.2 避難所の運営

村は、次の事項に留意し避難所の適正な運営に当る。

(1) 管理責任者の配置

各避難所に、原則として村職員の管理責任者を配置する。

ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備する。この場合、臨時職員の雇用も考慮する。

(2) 管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行う。

- ① 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備すること。
- ② 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。
- ③ 要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。
- ④ 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に村災害対策本

部と連絡を行う。

- ⑤ また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録する。
- ⑥ ボランティア組織等の支援に関して、適切な指示を行う。

(3) 生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、次の事項について対応する。

- ① 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。
- ② 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

(設備、備品の例示)

- ・畳、マット、カーペット
- ・間仕切り用パーティション
- ・冷暖房機器
- ・仮設風呂・シャワー
- ・洗濯機・乾燥機
- ・仮設トイレ
- ・その他必要な設備・備品

- ③ 避難所として指定する施設について平常時よりバリアフリー化に努める。

なお、物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

- ④ 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに必要な電気容量を確保する。
- ⑤ 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保する。
- ⑥ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ特に対応した避難所運営に努める。

ア 授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置

1 〈第3編 応急対策計画〉

第10章 避難対策

第3節 被災者の把握

イ 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫する。

ウ 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにする。

エ 女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつける。

オ 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努める。

カ 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮する。

なお、避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施することとし、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

⑦ 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期提供に努める。

(4) 村民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努める。また、避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援すること。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃など）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することが無いよう、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮する。

(5) 指定避難所以外の被災者への支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第3節 被災者の把握

避難所の開設に伴う避難者への食品や飲料水等の供給、被服や寝具その他生活必需品の供給、応急仮設住宅の建設、災害弔慰金等の支給等の速やかな対応を効率的に行うためには、被災者の状況を正確に把握することが必要である。

このため、被災者の状況把握に関わる業務を積極的に行っていく。

1. 避難者、在宅被災者の把握

1.1 避難者の状況把握

災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握する。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、村民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

(1) 登録事項

- ① 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- ② 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ③ 親族の連絡先
- ④ 住家被害の状況や人的被害の状況
- ⑤ 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- ⑥ 支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- ⑦ 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
- ⑧ その他、必要とする項目

(2) 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

(3) 登録結果の活用

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

(4) 登録結果の報告

登録の結果は、日々、災害対策本部に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

1.2 在宅被災者の状況把握

避難所に避難してしない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。

特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

2. 被災認定

被災認定を、「第25章 災害救助法の適用」の基準により行う。

第4節 避難生活環境の確保

避難所等の運営に際し、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾患や食中毒の発生

あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難が長期化した場合における避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持に努める。

なお、県は、村が災害救助法の適用のあった場合に行う避難所の生活環境の確保に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

1. 避難所生活環境の整備

1.1 衛生環境の維持

要配慮者（高齢者や乳幼児等）等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

1.2 清潔保持に必要な知識の普及

限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

2. 健康管理

2.1 被災者の健康状態の把握

- ① 県及び村は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。
- ② 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。
- ③ 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

2.2 被災者の精神状態の把握

- ① 避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- ② 幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

2.3 継続的要援助者のリストアップ

援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

2.4 関係機関との連携の強化

症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が

退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

第5節 被災者等への的確な情報伝達活動

災害発生後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、細やか適切な情報提供を行う。

1. ニーズの把握

1.1 被災者のニーズの把握

県及び村は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、村民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等)
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

1.2 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居、認知症)、障がい者等のケアニーズの把握については、県職員・村職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努める。

- ① 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

2. 生活情報の提供

各機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を、各種媒体を活用して積極的に提供する。

2.1 テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局、CATV 局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、

1 〈第3編 応急対策計画〉

第10章 避難対策

第6節 相談窓口の設置

生活情報の提供を行う。

2.2 パソコン通信の活用

パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

2.3 インターネットの活用

村ホームページを活用して、被災者・村民に不可欠な生活情報の提供を行う。

2.4 ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

2.5 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、災害ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

2.6 臨時FM局の設置、運営

阪神・淡路大震災時に設置された様な臨時FM局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も考えられる。

設置にあたっては、NHK 他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得る。

第6節 相談窓口の設置

被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

1. 総合窓口の設置

2 に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、村、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

2. 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

<相談窓口の例>

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

第7節 村民等からの被災者の安否確認について

被災者の安否について村民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないように当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

1 〈第3編 応急対策計画〉

第11章 応急給水対策

第1節 飲料水の供給及び給水の実施

第11章 応急給水対策

<災害対応フェーズ>

		発災 3 時間		72 時間	2 週間	1 カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
村 担 当	総務課 (特)情報班		○ライフライン被害情報の収集体制の確保 ○ライフライン被害のうち、断水地域の集約				
	住民福祉課				○応急給水計画の策定 ○応急給水の実施		
宮崎県					○応急給水の支援要請		

第1節 飲料水の供給及び給水の実施

災害による水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、飲料水を供給する。

飲料水の供給活動は、基本的には村長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行う。

1. 飲料水の供給

1.1 対象者

避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。

1.2 飲料水の確保

災害により水道施設、その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を取得することが困難となったとき、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民の生活を守るために、まず飲料水の確保を行う。

(1) 水源の確保

水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、自然水(河川等)の飲用に適するものを水源とする。

(2) 水源の水質検査・保全

確保された水源は、化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

(3) 水の缶詰、ペットボトル等の提供を、あらかじめ製造・流通業者に依頼し、供給体制を整備しておく。

1.3 給水体制の確立

(1) 村は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- ① 被災者や避難所の状況
- ② 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ③ 通水状況
- ④ 飲料水の汚染状況

(2) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。なお、給水する水の水質確認については、県（保健所等）に協力を求める。

(3) 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等によりきめ細かく村民に広報する。

(4) 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

(5) 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

(6) 被災地における最低給水量は、1人1日20ℓを目安とするが状況に応じ給水量を増減する。（被災直後は、生命維持の1人1日3ℓ等）

(7) 激甚災害等のため村だけで実施困難の場合には、県、近隣市町村及び自衛隊へ応援要請する。

2. 応急給水の実施

2.1 公平で効率的な応急給水

水道事業者は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行う。

2.2 応急給水基本計画

水道事業者は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を早急に立案する。

2.3 作業体制の確保

水道事業者は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急給水計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速かつ効率的な応急給水を行う。

2.4 重要施設の優先的給水

1 〈第3編 応急対策計画〉

第11章 応急給水対策

第1節 飲料水の供給及び給水の実施

水道事業者は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行う。

2.5 給水の実施

(1) 車両による給水

避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、村長が必要と認めた被災者に対して、給水タンクを利用して拠点給水する。なお、医療機関、福祉施設、要配慮者関連施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。

① 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車(消防タンク車等)に補給水源から取水し、被災地域内への輸送のうえ、村民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

② 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として村民に供給する。

(2) 浄・給水場等での拠点給水

村民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

(3) ポリ容器等による給水

① 避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、村長が必要と認めた被災者に対し、ポリ容器等により拠点給水する。

② 学校、保育所で給水の必要があると認めたものに対し、20ℓを容器により必要個数を整備する。

③ 避難所が小さく、かつ点在している場合で、容器の備えのない被災者及び一般の被災者に対しポリ袋により配給する。

④ ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

第12章 緊急物資対策

＜災害対応フェーズ＞

		発災	3 時間	72 時間	2 週間	1 カ月
		警戒期 期	発災期	初動期	展開期	復旧期 復興
村 担 当	本部事務局 総務課			○物資の不足状況に関わる情報収集体制の確保 ○村の備蓄及び流通機能に関する状況把握 ○医療品、飲料水等、緊急性の高い不足物資の 供給支援要請		
	住民福祉課 企画課				○不足物資の品目・数量の試算 ○救援物資の受け入れ対応	
宮崎県					○物資供給支援要請に基づく、関係機 関との調整	
自治公民館等					○避難所・在宅の避難者に対する物資 の供給(炊出しを含む)	

第1節 食料の供給

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。

食料供給活動は、基本的には村長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行う。

1. 炊出しその他による食料の給与

災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊出や公的備蓄等からの食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

1.1 対象者

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

- ① 被災者
- ② 応急供給
- ③ 災害救助従事者

1.2 給与の内容

1 〈第3編 応急対策計画〉

第12章 緊急物資対策

第1節 食料の供給

- ① 食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給する。
- ② 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給する。
- ③ 食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図る。

1.3 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食(市販の弁当、おにぎり)等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図る。

1.4 品目

米穀(米飯を含む)、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

品 目	基		準
米穀	被災者	1食あたり	精米 200g 以内
	応急供給受給者	1人1日あたり	精米 400g 以内
	災害救助従事者	1食あたり	精米 300g 以内
乾パン	1食あたり	1包(100g 入り)	
食パン	1食あたり	185g 以内	
粉ミルク	乳児1日あたり	200g 以内	

1.5 県、近隣市町村への協力要請

村は、村域が多大な被害を受けたことにより、村において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

2. 食料集積地の指定及び管理

2.1 食料集積地の指定

村は、あらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した食料の集配を行う。

集積地	電話番号	施設の状況
中央公民館	0982-65-1246	鉄筋コンクリート

2.2 集積地の管理

食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。

第2節 生活必需品の供給

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

1. 生活必需品の給(貸)与

村は住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を、公的備蓄等から給(貸)与する。

1.1 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入が禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・毀損又は入手できない者。

1.2 給(貸)与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で一時的な生活の急場をしのご程度の品とする。

1.3 給(貸)与の方法

- ① 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯毎の人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給(貸)与する。
- ② 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給(貸)与する。
- ③ 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給(貸)与する。

1.4 品目の例示

- ① 寝具(毛布等)
- ② 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、ティシュペーパー、ウェットティシュ等)
- ③ 様々なサイズの衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)
- ④ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- ⑤ 食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)
- ⑥ 光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)
- ⑦ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類
- ⑧ 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資(生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク

1 〈第3編 応急対策計画〉

第12章 緊急物資対策

第2節 生活必需品の供給

用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等)

⑨ その他(ビニールシート等)

1.5 物資の調達先

生活必需品の給(貸)与は、各人の被災状況に応じ、現に必要とするものを村内、関係業者等【資料 3-1-5-01 物資の調達先】から調達して支給する。

1.6 県、近隣市町村への協力要請

村が多大な被害を受けたことにより、村において生活必需品の給(貸)与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

1.7 救援物資の集積地及び管理・配送

県及び近隣市町村からの救援物資の集積・配分については、全節 食料の供給 2.2 に準じて行う。

第13章 要配慮者対策

＜災害対応フェーズ＞

		発災 3 時間 72 時間 2 週間 1 カ月				
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
村 担 当	本部事務局 総務課 住民福祉課 (特)避難所 班	○避難所への避難誘導 ○情報収集（要配慮者の所在把握、安否確認） ○避難所への避難誘導 ○福祉避難所への移送を要する避難行動要支援者の状態確認 ○在宅避難している要配慮者の健康や家族関係等の状態確認				
	その他関係機関					

第1節 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対しては、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、災害応急対策の実施にあたり、きめ細かな対応が必要であり、自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進する。

特に、要配慮者のうち災害発生時において、自ら避難することが困難な者に対しては、次の対策に記載するとおり避難行動要支援者名簿に基づき、民生委員・児童委員等の協力を受け円滑な避難を行う。

なお、県は、災害救助法の適用のあった場合の村の行う要配慮者への配慮に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

1. 要配慮者に配慮した応急対策の実施

1.1 災害発生直後に必要な対策

- ① 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿に基づき、村民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。
- ② 避難の必要な避難行動要支援者について、村民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行う。

1.2 早期に必要な対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努める。

(1) 一般の避難所での対策

- ① 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たる。

1 〈第3編 応急対策計画〉

第13章 要配慮者対策

第1節 要配慮者への配慮

- ② 障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行う。
- ③ 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないように介助に配慮する。
- ④ また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給する。
- ⑤ 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴覚障がいに対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字、日本語が理解できない外国人には多言語等など要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いる。
- ⑥ 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。
- ⑦ 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図る。

(2) 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、(1)の対応とともに、次の事項に留意する。

- ① 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮する。
- ② 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者(ホームヘルパー)の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮する。
- ③ 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行う。

2. 関係団体等との連携

村は、避難所又は在宅の要配慮者の生活支援について、避難所(福祉避難所を含む)の管理者、自治公民館(自主防災組織)、社会福祉施設、ボランティア、民生委員・児童委員、保健婦、ホームヘルパー、手話通訳、日赤宮崎県支部、保健所、福祉事務所など様々な関係機関・団体と連携を図る。

3. 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

社会福祉施設の管理者は、次の事項について留意し、施設入居者等に対する安全確保対策を講じる。

(1) 救助及び避難誘導

社会福祉施設管理者は、各種防災計画に基づき、施設の防災組織や村民等の協力を受け、避難場所へ入所者等を速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行う。

(2) 搬送及び受入先の確保

災害により負傷した入所者等の診療所等への搬送、避難所への搬送を行う。また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行う。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

入所者等の食品、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、村等に対して供給応援を要請する。

(4) 介助職員の確保

入所者等の介助等について、必要に応じて他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請する。

(5) 相談窓口開設への協力

村の実施する避難所や在宅の要配慮者への相談窓口開設に協力する。

(6) その他

防災関係の厚生労働省からの各通知等により、対応する。

3.2 関係機関の支援

- ① 村は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。
- ② 電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。
- ③

4. 避難行動要支援者に対する安全確保対策

4.1 支援要員の確保

村は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、消防団、自治公民館（自主防災組織）、避難支援者、民生・児童委員等の支援協力を得て、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努める。

4.2 避難行動の支援

村は、消防団及び自治公民館（自主防災組織）並びに民生・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の避難行動状況について確認を行うとともに、状況により当該避難行動要支援者の避難が必要と判断した場合は、避難行動支援の協力を要請する。

4.3 安否確認、救助活動

村は、名簿等を活用し、消防団、自治公民館（自主防災組織）、民生・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

4.4 搬送体制の確保

村は、避難行動要支援者の搬送手段として、自治公民館(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

1 〈第3編 応急対策計画〉

第13章 要配慮者対策

第1節 要配慮者への配慮

4.5 要配慮者の状況調査及び情報の提供

村は、民生・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4.6 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

村は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

4.7 保健・福祉巡回サービス

村は、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

4.8 保健・福祉相談窓口の開設

県及び村は、災害発生後、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

4.9 避難所における要配慮者に対する支援対策

(1) 避難所の物理的障壁の除去(バリアフリー化)

物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

(2) 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

(3) 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

- ① 村は、必要に応じ要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる生活相談員等を配置し、日常生活上の支援を行う。
- ② 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、村と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結する。
- ③ 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努める。

5. 外国人に対する安全確保対策

5.1 外国人の避難誘導

県及び村は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線などを活用して、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

5.2 安否確認、救助活動

村は、警察、自治公民館(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

5.3 情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

5.4 外国人相談窓口の開設

県及び村は、必要に応じて速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第14章 保健衛生・防疫対策

<災害対応フェーズ>

		発災 3時間		72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期 復興期
村担当	住民福祉課			○避難所運営における衛生管理の指導		
					○食中毒、感染症の発生及びその疑いが生じた場合の対応 ○被災者のメンタルヘルスケア等の実施	
日向保健所					○防疫対策の協力	

大規模災害による上水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行う。

第1節 保健衛生対策の実施

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショックは、心身の健康に様々な影響を及ぼす。このことから、県及び村は、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスケアを実施する。

1. 健康対策の実施

1.1 救護所の設置等

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

その際、個室やパーティションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮するものとする。

特に、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

1.2 巡回健康相談の実施

- ① 避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師や男女両方の相談員による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- ② 仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- ③ 保健・医療・福祉等のサービスの提供について県の助言を受けつつ、福祉関係者やかかりつけ医師、民生・児童委員、村民との連携を図るためのコーディネートを行う。
- ④ 巡回健康相談の実施にあたり、県と連携して要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努める。

1.3 巡回栄養相談の実施

- ① 避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- ② 避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- ③ 巡回栄養相談の実施にあたり、県と連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

2. 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

2.1 メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

(1) 心の相談所の設置と救護活動の実施

村は、県（保健所）に心の相談所の設置を要請する。

また、必要に応じて、国や他県の精神科医療チームの派遣及び救護活動の実施の要請を行う。心の相談所は、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて次のことを実施する。

- ① 第一段階
常駐の医師による保健所での診療、保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動
- ② 第二段階
ア 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開
イ 保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応
- ③ 第三段階
各心の相談所におけるメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等
- ④ 第四段階
ア 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動
イ PTSD(心的外傷後ストレス障害)への対応

1 〈第3編 応急対策計画〉

第14章 保健衛生・防疫対策

第2節 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

心の救護活動の情報の集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供(FAX ニュース等)は、原則としてセンターに一元化する。センターは、保健所における心の相談所、一般医療チーム、精神科医療チーム(ボランティアによる派遣チーム等を含む。)等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施にあたっての治療、ケアの方針等を示す。

2.2 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配付するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第2節 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。

1. 防疫対策の実施

2.3 防疫班の設置

感染症などのまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、村災害対策本部を設置した場合は防疫班も併せて設置することができる。

防疫実施のための防疫班の編成は、次のとおりとする。

- ① 防疫を要する範囲が小さい場合は、住民福祉課の職員が班長となり、役場備え付けの器具を操作するに十分な人員をもって班を編成する。
- ② ①による防疫で実施できない広範囲の防疫を要する場合は、その規模に応じ関係機関の協力を得て班を編成する。

2.4 防疫措置情報の収集・報告

気象庁、警察及び消防団等との連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合は、村への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

2.5 防疫対策

村は、被害の状況などを考慮し、当該災害に即応した防疫対策を策定する。

2.6 消毒薬品・器具器材等の調達

災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村などの協力を求める。

(1) 機械

村が保有している消毒用噴霧器を利用して防疫活動を行うが、資機材が不足する場合は、他の関係機関から借入れを行う。

(2) 薬剤

村で薬剤を備蓄保管し、不足分については、県、村内薬局及び農協等から購入する。

2.7 防疫措置等の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する法律に基づく消毒その他の措置を講ずる。

2.8 臨時予防接種の実施

感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定し、県と協力して予防接種を実施する。

2.9 消毒

防疫上必要があるときは、次の要領により消毒を行う。

- ① 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒
- ② 避難場所のトイレの消毒
- ③ 井戸の消毒
- ④ 飲料水の消毒

2.10 床上浸水地域の衛生指導

床上浸水地域に対しては、被災直後、消毒剤の配付と床、壁の拭浄、手洗設備の設置、トイレの消毒など衛生上の指導を行う。

2.11 患者等に対する措置

災害地に感染症患者等が発生したときは、感染症予防医療法に基づいた対応をとる。

2.12 避難所の衛生指導及び防疫措置

避難所を開設したときは、避難所における村民の健康状態の把握と保健師による循環健康診断を行うとともに、県の指導のもとに避難所における防疫の徹底を図る。この場合、衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の完璧を期する。

1 〈第3編 応急対策計画〉

第14章 保健衛生・防疫対策

第2節 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒その他の措置等を行う。

2.13 予防教育及び広報活動

パンフレット等によりあるいは関係団体等を通じて、村民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能により又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

2.14 記録の整備及び状況等の報告

警察、消防団等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を日向保健所長に報告する。

2.15 その他

その他、災害防疫の実施にあたっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施について」により行う。

3. 食品衛生対策の実施

3.1 食品衛生対策の実施

村は、感染症発生等の環境悪化を防ぐため県の行う食品衛生対策に協力し、食品の衛生管理等を行う。

(1) 避難所その他炊き出し施設の実態を把握し、次の現地指導の徹底によって不良食品を排除し、衛生的で安全な食品を供給する。

- ① 手洗消毒の励行
- ② 食器、器具の洗浄、消毒
- ③ 給食従事者の健康診断
- ④ 原材料、食品の検査

(2) 営業施設の被災の状況を速やかに把握し、被災施設の監視、検査等の実施に協力することによって不良食品の供給を排除する。

- ① 滞水期間中営業の自粛
- ② 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ③ 使用水の衛生管理
- ④ 汚水により汚染された食品の廃棄
- ⑤ 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

(3) 一般家庭については、食品衛生上の危害の発生防止について次の事項について啓発指導を行う。

- ① 手洗いの励行

- ② 食器類の消毒使用
- ③ 食品の衛生保持
- ④ 台所、冷蔵庫の清潔

(4) その他

営業所並びにその家族、従業員の健康診断、検便等の実施、その他保健所の指示、指導する事項についての協力

- ① 村民は住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて衛生的に処理する。
- ② 村民は 避難場所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。

4. 愛護動物の救護の実施

4.1 愛護動物の飼育場所の設置

被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

4.2 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、村は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛護動物の保護等を行う。

第15章 し尿・ごみ等の処理

＜災害対応フェーズ＞

		発災 3時間		72時間		2週間		1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期		
村 担 当	住民福祉課			○被害情報の収集と全体処理量の把握体制の確保 ○仮設(簡易)トイレの設置		○ごみ・し尿処理計画の策定・実行		○ライフライン復旧、避難所運営の変化に伴う、ごみし尿処理計画修正	

第1節 し尿・ごみ等の処理

災害による大量の廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等)は、村民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、し尿、ごみ処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていく。

1. し尿処理

1.1 被害情報の収集と全体処理量の把握

- ① 村内各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計する。
- ② 避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。
- ③ し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

1.2 作業体制の確保

(1) 人員、資機材等の確保

し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 応援要請

- ① し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。
- ② 近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

1.3 処理の実施

(1) 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

(2) 住民への広報

下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、村民に水洗トイレをしようとせず、仮設(簡易)トイレで処理するよう広報をおこなう。

(3) 河川、プール等の水の利用

水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、その活用を図る。

(4) 仮設(簡易)トイレの設置

必要に応じて、仮設(簡易)トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設(簡易)トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設(簡易)トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受入れについて検討する。

1.4 村および自治公民館(自主防災組織)の行動

下水道処理施設等の被災に伴い、水洗トイレが使用できない場合は、仮設(簡易)トイレを使用し処理する。

自治公民館(自主防災組織)が中心となり、仮設(簡易)トイレの設置及び管理を行う。

2. ごみ処理

2.1 被害情報の収集と全体処理量の把握

- ① 災害時に処理するごみを、災害により発生するもの(建物倒壊、火災による建物の焼失)と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定する。
- ② 避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。
- ③ ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

2.2 作業体制の確保

(1) 人員、資機材等の確保

迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇用による処理体制を確立する。

(2) 応援要請

処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

2.3 処理の実施

(1) 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生ずることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、できるだけ早く収集を完了することを目指す。

(2) ごみの一時保管場所の確保

村は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上、十分配慮する。

(3) 村民への広報

可燃物・不燃物の分別を行うよう村民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて村民に広報する。

2.4 村民の行動

- ① ごみは指定された最寄りの仮集積場へ搬出する。
- ② 河川、道路及び谷間等に投棄しない。

3. 死亡獣畜の処理

- ① 死亡獣畜の処理は、所有者が行う。ただし所有者が不明であるとき又は所有者が実施することが困難な時は、村長が実施する。
- ② 日向保健所長の指導を受け、環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して、次の方法で処理する。

ア 埋没

深さ 2.5m 以上の穴に埋没し、クレゾール水、ダイジノン乳剤及び石灰を散布した後、1m 以上土砂で覆うこと。

イ 焼却

0.5m 以上の穴で実施し、焼却後は土砂で覆うこと。

4. 野犬の処理

- ① 野犬の処理は、村長が実施する
- ② 野犬は、捕獲して適当な場所に収容する。

第16章 がれき処理

<災害対応フェーズ>

		発災 3 時間		72 時間	2 週間	1 カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
村 担 当	住民福祉課			○がれき処理に係る情報収集の体制準備 ○がれき処理			
	その他関係機関				○がれき処理の協力		

第1節 がれき処理

災害による倒壊物・落下物等によるがれきの発生は、村民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、がれき処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていく。

1. がれき処理対策の準備

1.1 被害情報の収集と全体処理量の把握

損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定める。同時に県に連絡する。

1.2 作業体制の確保

(1) 人員、資機材等の確保

がれき処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 応援要請

県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

1.3 処理の実施

(1) 撤去作業

災害等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

(2) 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

第2節 環境対策の実施

1 〈第3編 応急対策計画〉

第16章 がれき処理

第2節 環境対策の実施

災害による工場・事業場の損壊等により有害物質が環境中に漏出するおそれがある。

また、災害により発生する障害物の除去や倒壊建物等の解体・撤去等に当たっても、粉じんの発生やアスベスト等有害物質が飛散するおそれがある。

このため村は、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な県への情報提供を行うとともに、県からの指導に基づき、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努める。

第17章 防犯対策

＜災害対応フェーズ＞

		発災	3 時間	72 時間	2 週間	1 カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
村 担 当	総務課 (特)情報班		○村内の防犯体制に関わる情報連絡体制の確保 ○犯罪や流言飛語の発生に関わる情報の集約				
日向警察署					○防犯対策		
自主防災組織							

第1節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、村は、関係機関等との緊密な連携のもとに警察が行う災害情報の収集、分析及び被災地域等における秩序の維持活動に積極的に協力する。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

1. 予想される混乱

震災時に予想される混乱として次のものが挙げられる。

- ① 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の車両輻輳による交通渋滞
- ② 電話等通信網の寸断、輻輳による混乱
- ③ 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- ④ 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- ⑤ 真偽不明情報の流言による混乱
- ⑥ 被災地や避難所等での村民の混乱
- ⑦ 行方不明者の相談、搜索活動等の混乱

2. 村民への広報・伝達

村長は、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じているときは、村民のとるべき措置について防災行政無線等で呼びかけを行う。

3. 警備活動の強化

1 〈第3編 応急対策計画〉

第17章 防犯対策

第1節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

3.1 地域安全対策

被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を次により実施する。

実施に当たっては、関係機関・団体、村民が一体となった地域の実情に即した活動となるよう配慮する。

(1) 地域安全活動の実施

① 地域安全情報の収集と伝達

被災地における各種犯罪や事故の発生情報、交通状況や危険箇所の情報、捜索活動の進捗状況など安全な生活確保に必要な情報を収集し、地域安全情報として速やかに村民に伝達する。

また、その際、正確で迅速な情報の提供を行うためのネットワークを活用する。

② 犯罪、事故の発生防止活動

被災地及びその周辺における犯罪、事故の発生を防止するため、地域住民と連携した警戒活動や交通誘導活動、道路等の危険箇所点検等を行う。

また、避難場所、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対しては、重点的な警戒活動を行う。

③ 地域安全相談活動

必要により、地域安全相談所を開設し、要配慮者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

④ 訪問活動

高齢者や被災家庭等、犯罪等の被害対象になりやすい世帯については、関係機関、団体等と連携して訪問活動を行う。

4. 保安対策

村は、関係機関の保安対策計画に協力し、村民の安全を守る。

4.1 危険物等に対する措置

① 鉄砲火薬類の所有者に対し盗難、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、銃砲刀剣類並びに火薬類の携帯運搬を制限する。家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行う。

② 石油类等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

4.2 物価の安定・物資の安定供給

被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置を行う。

5. 帰宅困難者対策

災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買

物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要な措置を講ずる

5.1 帰宅困難者対策の実施

帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報を迅速に提供するほか、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。また、必要に応じて帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援する。

第18章 公共施設等の応急復旧活動

＜災害対応フェーズ＞

		発災		3 時間	72 時間	2 週間	1 カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
村 担 当	本部事務局 総務課 建設課		○公共施設の被害状況の収集				
			○交通規制、必要に応じて迂回路の選定				
	企画課		○公共通信施設の被害状況について広報				
日向警察署			○交通規制				

第1節 村有通信施設等の応急復旧

村有通信施設や庁舎等は応急対策を推進するうえで、重要かつ不可欠の施設であり、これらの施設に被害が生じた場合に直ちに応急復旧を行い、機能を確保する。

第2節 公共土木施設等の応急復旧

道路等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、村民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図る。

1. 道路施設

1.1 緊急点検

村及び道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握し、情報の収集に努める。

1.2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

村及び道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。また、村が管理する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を日向土木事務所に報告する。

- ① 被害の発生した日時及び場所
- ② 被害の内容及び程度
- ③ 迂回道路の有無

1.3 二次災害の防止対策

村及び道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

1.4 交通の確保

村及び道路管理者は、農道・林道及び作業路等を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

1.5 被害状況の把握

幹線農道・林道は、避難路、延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

1.6 林道、付帯施設等の整備

村及び道路管理者は、災害等の発生によりその管理する道路が不通になった場合、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備のほか、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

1.7 応急復旧

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、村民等からの道路情報の収集に努める。必要に応じて県防災救急ヘリコプターによる上空からの調査の協力を要請する。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

1.8 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。

1.9 情報の連絡・広報

村及び道路管理者は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、県災害対策本部に連絡する。また、村民に対して防災行政無線等により、それらの情報を広報する。

2. 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

災害により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

2.1 河川施設

1 〈第3編 応急対策計画〉

第18章 公共施設等の応急復旧活動

第2節 公共土木施設等の応急復旧

河川施設については、速やかに被害状況を把握し、堤防及び護岸等の被害については土のうを設置するなど応急復旧を行うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

2.2 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

2.3 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

第19章 ライフラインの応急対策

＜災害対応フェーズ＞

		発災 3 時間		72 時間	2 週間	1 カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
村 担 当	本部事務局 総務課 企画課 住民福祉課			○ライフラインの途絶・異常に関する情報集約体制 ○被害状況や復旧見込みの広報 ○対応が困難な場合の支援要請			
	西日本電信電話 株式会社		○事故(漏電、ガス漏れ)の防止のための緊急点検と保守 ○被害状況や復旧見込みの広報				
	九州電力株式会 社						
	宮崎県 LP ガス 協会						
	その他関係機関						

第1節 事業者間の連絡・協力

水道、下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設や道路等の土木施設は、それらが相互に結びついており、単独の作業による復旧では非効率となる。村及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。

1. 連絡体制の確保

村及び各事業者は、災害対策本部等が設置された場合、関係する事業者間で十分に連絡を取り合う。

2. 連絡・協議

村及び各事業者は、相互の被害状況、応急措置、復旧計画等に関する情報を交換する。それにより、効果的な復旧方法や復旧箇所の優先性等について検討・協議し、各事業者において協議結果をふまえて復旧を進める。

第2節 ライフライン施設の応急復旧

水道、下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、村民の生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、村及び各事業者は相互に連携を図りつつ、早期復旧を目指して応急体制を整備する。

1. 水道施設の応急復旧

2.1 被災状況の把握

水道事業者は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

2.2 作業体制の確保

村は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、協定業者等に協力を求めて確保する。

2.3 応急対策用資機材の確保

村は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、協定業者等から緊急に調達する。

2.4 応急復旧

- ① 災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- ② 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう村民に周知する。
- ③ 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- ④ 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒のうえ機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- ⑤ 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- ⑥ 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、村民への周知を徹底する。
- ⑦ 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。

2.5 情報の連絡・広報

(1) 情報の連絡

被害状況、応急復旧の見通し等について、県災害対策本部に連絡する。

(2) 村民への広報

発災後は、村民の混乱を防止するため、次の事項について、積極的な広報活動を実施す

る。

- ① 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- ② 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- ③ 水質についての注意事項

3. 下水道施設の応急復旧

3.1 被災状況の把握

下水道事業者は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

3.2 作業体制の確保

村は、災害応急活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。なお災害の状況により人員が不足する場合は、協定業者等に協力を要請する。

3.3 応急対策資機材の確保

村は、応急復旧を実施するため必要な資機材及び機材を確保する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、協定業者等から緊急に調達する。

3.4 応急復旧

次の通り応急復旧作業を実施する。

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、早急に応急復旧を図る。

3.5 情報の連絡・広報

(1) 情報の連絡

被害状況、応急措置、応急復旧状況について、県の災害対策本部に連絡する。

(2) 村民への広報

被害状況、応急復旧の見通し等について、村民への広報を実施する。

4. ガス施設の応急復旧

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、宮崎県LPガス協会に対する協力体制を確立する。

1 〈第3編 応急対策計画〉

第19章 ライフラインの応急対策

第2節 ライフライン施設の応急復旧

5. 電力施設の応急復旧

(1) 応急復旧

村は、九州電力㈱行う応急復旧に協力する。

(1) 広報活動

村は、九州電力㈱と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、村民に対し次のような注意喚起を行う。

- ① 垂れ下がった電線には絶対触らないこと。
- ② 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- ③ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

6. 通信施設の応急復旧

(2) 応急復旧

村は、通信事業者が行う応急復旧に協力する。

(1) 広報活動

村は、通信事業者と協力し、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するとともに通信ができないことによる社会不安の解消に努める。

第20章 受援対策

＜災害対応フェーズ＞

		発災 3 時間 72 時間 2 週間 1 カ月				
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
村 担 当	本部事務局 総務課 (特)物資班		○宮崎県を經由し自衛隊等の災害派遣要請 ○災害被害の情報集約、被害重篤箇所の把握			
	住民福祉課 (特)避難所 班		○ボランティアニーズの集約と発信 ○義援金、寄付金の受理等			
	会計室				○義援金、寄付金の保管等	
宮崎県				○災害派遣要請に関する調整		
諸塚村社会福祉 協議会				○ボランティアの受入れ調整		

第1節 地方公共団体による広域的な応援体制

村内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

1. 応援要請の実施

(1) 他市町村への応援要請

村長は、村内における災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎縣市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

応援項目は、次に上げるとおりとする。

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- ④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 遺体の火葬のための施設の提供
- ⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- ⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
- ⑨ その他応援のため必要な事項

1 〈第3編 応急対策計画〉

第20章 受援対策

第1節 地方公共団体による広域的な応援体制

(2) 県への応援要請または職員派遣の斡旋

村長は、県に応援または職員派遣の斡旋を求める場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

① 応援要請時に記載する事項

- ア 災害の状況
- イ 応援(応急措置の実施)を要請する理由
- ウ 応援を必要とする期間
- エ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- オ 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- カ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- キ その他必要な事項

② 職員派遣斡旋時に記載する事項

- ア 派遣の斡旋を求める理由
- イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

村長は、村内における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

村長は、村内における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体等に協力を要請する。

2. 応援受入体制の確保

2.1 連絡体制の確保

村長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

2.2 物資等の受入体制の確保

(1) 連絡窓口の明確化等

村長は、県・他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておく。

(2) 物資等の受入体制の整備

村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資の応援を速やかに受け入れるための体制の確保やボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入体制を確保しておく。

(3) 物資受入施設の整備

村長は、県及び関係他市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。(受入施設については、第12章緊急物資対策参照)

また、防災ボランティア等の人的応援のための受入施設は、次のとおりである。

防災ボランティア等の人的応援のための受入施設

名 称	所 在 地	電話番号
諸塚村社会福祉協議会	諸塚村大字家代 3066	0982-65-0375

2.3 経費の負担

応援に要した費用は、原則として村の負担とする。

また、指定公共機関等が村に協力した場合の経費負担については、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従う。

3. 消防機関の応援要請

3.1 応援要請

村の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

〈応援派遣要請を必要とする災害規模〉

- ① 大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し宮崎県内の他市町村または宮崎県外に被害が及ぶ恐れのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

第2節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

村は、災害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、直ちに円に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

1. 自衛隊に対する災害派遣要請

1 〈第3編 応急対策計画〉

第20章 受援対策

第2節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

1.1 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。

- ① 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

1.2 要請権者（要請を行うことができる者）

自衛隊に対して災害派遣要請を行える者は、知事、第十管区海上保安本部長、宮崎空港事務所長である。（以下「知事等」という。）

1.3 派遣要請を行う場合

災害に際し、知事等は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ① 村長から派遣要請の要求があり、知事が必要と認めた場合
- ② 知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

1.4 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示す。

【資料 1-3-21-01 自衛隊による救援活動の内容】

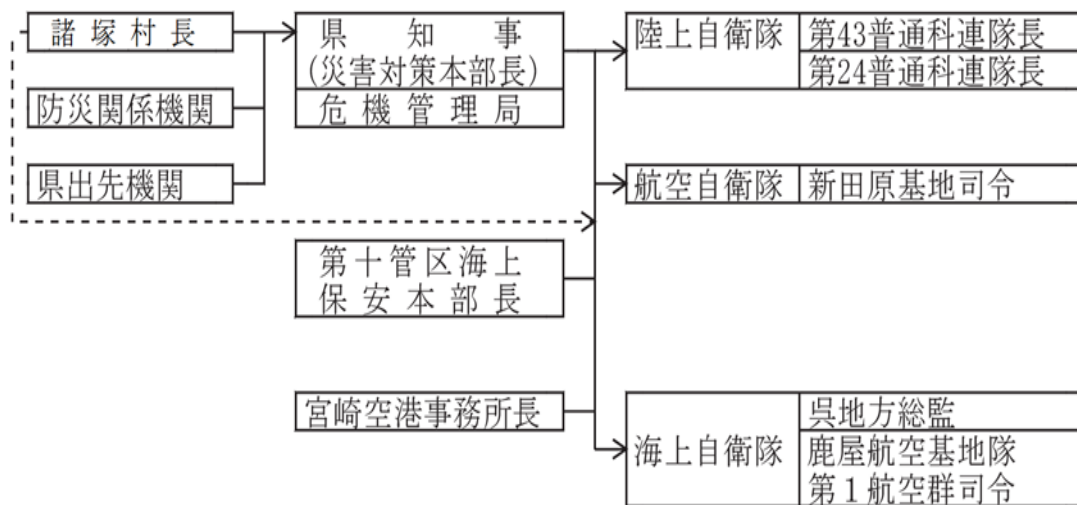
【資料 1-3-21-02 自衛隊の活動内容と県庁の連絡調整部課組織図】

1.5 災害派遣の要請先

災害派遣の要請先は以下のとおりである。

区 分	通 知 先	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊	陸上自衛隊第43普通科連隊長	都城市久保原町一街区12号	0986-23-3944
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983-35-1121

＜災害派遣要請系統図＞



1.6 派遣要請の方法

県からの派遣の要請は、自衛隊に対し、原則として文書により行うこととする。ただし、文書によるいとまのないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出する。

派遣要請にあたっては、原則として次の事項を明確にする。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

1.7 村長の県への派遣要請

村長が、県に対し自衛隊の災害派遣を要求しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県(危機管理局)に要求する。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

【資料 1-3-21-04 自衛隊への災害派遣要請関係文書（県知事あて）】

1.8 村長が県に依頼することができない場合の措置

村長は、通信の途絶等により、県に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及び村内の災害の状況を前表に示す自衛隊に通知する。この際、村長は当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を県に通知する。

2. 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣

1 〈第3編 応急対策計画〉

第20章 受援対策

第2節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

県等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

3. 自衛隊受入れ体制の確立

3.1 体制整備

村への自衛隊の災害派遣が決定したときは、派遣部隊の受入れ体制を整備する。

3.2 受入れ側の活動

災害派遣を要求した村長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置する。

(1) 災害派遣部隊到着前

- ① 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- ② 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立する。
- ③ 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定する。

(2) 災害派遣部隊到着後

- ① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ② 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

3.3 ヘリコプターの受入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。(6.「緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備」に詳述)

3.4 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは村の負担とする。ただし、要求者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定める。

- ① 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金(災害派遣に関わる事項に限る。)
- ② 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- ③ 活動のため現地で調達した資器材の費用
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- ⑤ その他の必要な経費については、事前に協議しておく。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議する。

4. 派遣部隊等の撤収要請

4.1 自衛隊撤収要請

自衛隊の災害派遣要請を要求した村長は、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに県等に対して撤収要請を要求する。

【資料 1-3-21-05 災害派遣部隊の撤収依頼文書】

5. 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、緊急時ヘリポート等の諸準備に万全を期する。

緊急時ヘリポートの選定と準備については、次のとおりとする。

- ① 使用ヘリポート名(特別の場合を除き指定されているヘリポートを使用する)、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県(危機管理局)に連絡を行う。
- ② ヘリポートにはヘリコプターに安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておく。
- ③ あらかじめヘリポートの中央に石灰粉で直径10m以上のH印を記し、着陸中心を示す。
- ④ 夜間は、ヘリポート(別に指定するものに限る。)にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。
- ⑤ ヘリポートと村役場及びその他必要箇所と通信連絡を確保しておく。
- ⑥ ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておく。ヘリコプターは風に向かって通常約9度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- ⑦ 地面は堅固で傾斜9度以内とする。
- ⑧ 四方に仰角9度(OH-6の場合は12度)以上の障害物がないこと。又離着に要する地積は下記資料に示すとおりである。
- ⑨ 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないように重量計を準備する。
- ⑩ 大型車両等が進入できること。
- ⑪ 林野火災対策に使用する場合は、面積(100m×100m以上)、水利(100t以上)を考慮する。
- ⑫ ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずる。

【資料 1-3-21-06 軽飛行機及びヘリコプター離着陸(発着)のための必要最小限の地積】

【資料 1-3-21-07 ヘリポートの表示要領】

【資料 1-3-21-08 離着陸場】

【資料 1-3-21-09 回転翼機離発着のための最小限所要地積】

6. 災害時における地上と自衛隊航空機との交信方法

6.1 地上から航空機に対する信号の種類

(1) 旗による信号

【資料 1-3-21-10 旗による信号】

(2) 身振り信号

【資料 1-3-21-11 身振り信号】

(3) 生存者対空信号

【資料 1-3-21-12 生存者対空信号】

6.2 地上からの信号に対する航空機の回答要請

【資料 1-3-21-13 地上からの信号に対する航空機の回答要請】

6.3 航空機から地上に対する信号要領

【資料 1-3-21-14 航空機から地上に対する信号要領】

＜対空目視信号＞

・航空機の応答信号

(1) 昼間又は月夜

【資料 1-3-21-15 航空機の応答信号】

(2) 夜間

① 発光信号（緑）による点滅「・・・」の連続

意味：連絡事項は了承した！

② 発光信号（赤）による点滅の連続

意味：信号は受けたが理解できない！

※ 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径 10m のHを図示し、風向を吹流し、又はT字形（風向→└）で明確に示す。

第3節 自発的支援の受入れ

大規模な地震災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、村は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

1. ボランティア「受入窓口」の設置・運営

1.1 村における措置

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援については、必要に応じて村(災害対策本部内)にボランティア対策班を編成し、ボランティアの総合調整を図る。

1.2 受入れ体制の確保

災害発生後直ちに、村社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置しボランティアの受入体制を確保する。

被害が甚大で、村(災害対策本部)のみでは対応できないと判断される場合は、県社会福祉協議会に支援を要請する。

1.3 「受入れ窓口」の運営

(1) ボランティア現地本部の活動内容

- ① 被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
- ② ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
- ③ 活動中のボランティアへの支援
- ④ ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続
- ⑤ 被災者やボランティアに対する情報提供
- ⑥ ボランティア連絡会議の開催
- ⑦ ボランティア活動のための地図及び在宅要配慮者のデータ作成・提供
- ⑧ 村(災害対策本部)との連絡調整
- ⑨ 「ボランティア支援本部」及び「ボランティア救援対策本部」への支援要請
- ⑩ ボランティアコーディネーターの受入れ
- ⑪ その他被災者の生活支援に必要な活動

2. ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

2.1 ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、必要に応じてコーディネートを担当する職員を配置し村とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

2.2 ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに村社会福祉協議会が設置するボランティアセンターを通じて協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 避難生活者の支援(水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等)
- ③ 在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
- ④ 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布・配達等)
- ⑤ その他被災者の生活支援に必要な活動

2.3 活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

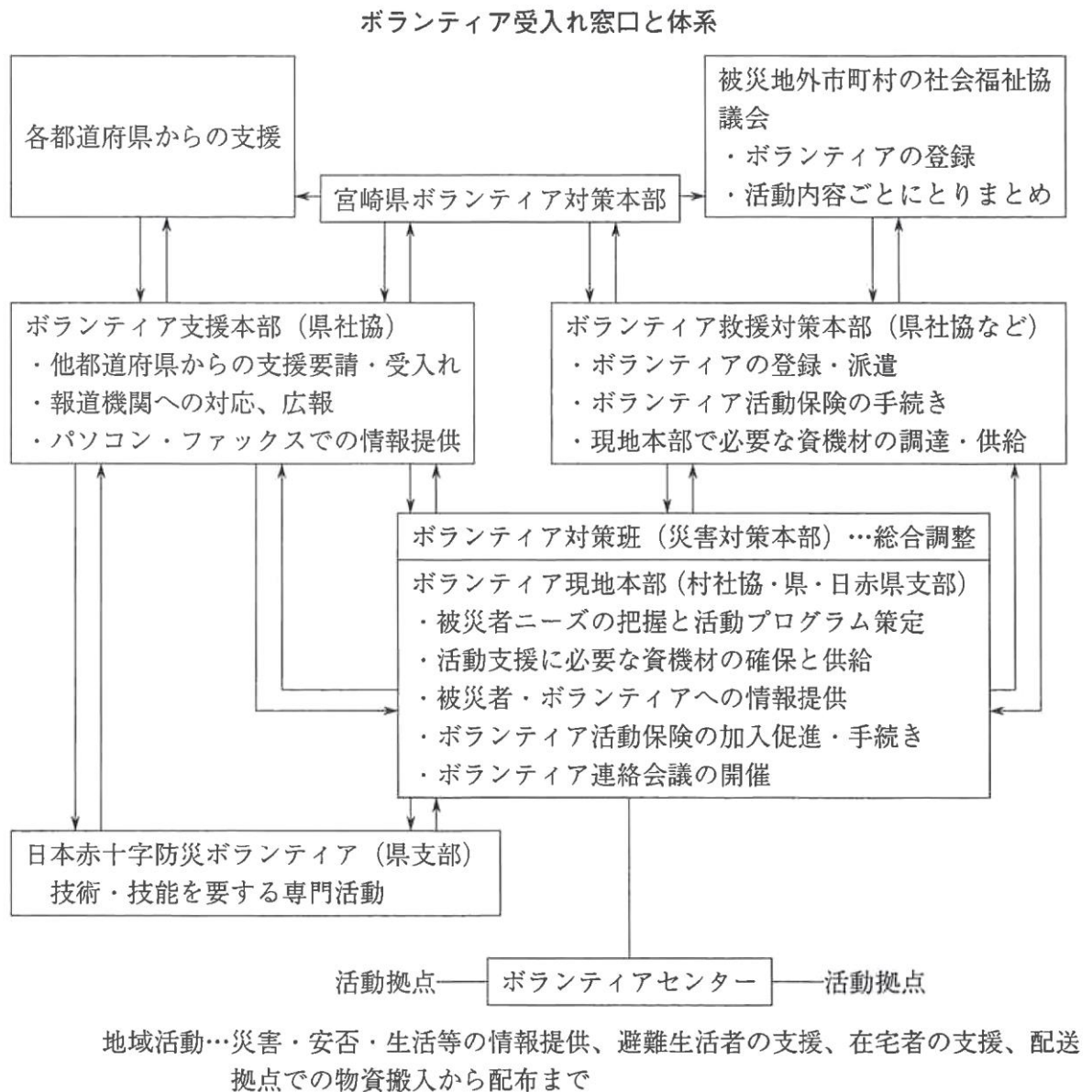
2.4 ボランティア保険の加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

2.5 ボランティア等への啓発

民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

- ① 被災地では基本的に2人以上で行動する。
- ② 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
- ③ 被災者は、同性でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
- ④ 女性に対する暴力等を予防する。(防犯ブザーの携帯等)



3. 高校生のボランティア活動

高校生のボランティア活動については、保護者の承諾を受け、安全面への配慮を十分検討した上で、校長から許可を受けた生徒を受け入れるものとする。

3.1 一般ボランティア

- ・ 救援物資の運搬、配布
- ・ 食事の準備
- ・ 危険の少ない範囲での片付け
- ・ 負傷者の看護補助

3.2 専門ボランティア

- ・ 専門高校の学科の特性を生かした参加
(看護科、工業科、農業科、水産科、家庭に関する学科等)
- ・ 無線部を有する学校の部活動の参加

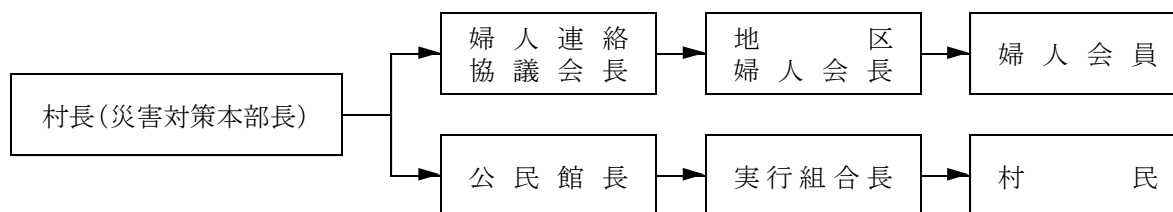
4. 村内組織の活用

4.1 村内組織の種別及び活動内容

村内組織の種別及び活動内容は次の通りである。

団体名	活動内容
諸塚村婦人連絡協議会	炊出し応援
自治公民館連絡協議会	ア 救援物資の配給
	イ 災害情報の収集、報告
	ウ 遺体搜索及び救助の協力
	エ その他災害応急措置

4.2 連絡系統図



4.3 村における取扱要領

(1) 村災害対策本部において、災害応急対策の実施のため人員が不足し、村内組織の活用を必要と認めるときは、次の事項を示して、教育委員会に動員を要請する。

- ① 活用を必要とする理由
- ② 従業場所
- ③ 作業内容
- ④ 人員
- ⑤ 従業時間
- ⑥ 集合場所
- ⑦ その他参考事項

5. 地域安全ボランティアの活動

5.1 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、村民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための村民によるボランティア活動である。

については、災害発生時にあって、「地域安全活動」を村民のニーズに沿った的確かつ効果的な活動とするため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び県との連携・協力体制の構築に努める。

5.2 地域安全活動ボランティアリーダーの育成

地域安全活動を村民主体の活動とし、平常時及び災害時の活動を地域の状況に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボランティアを育成する必要がある。また、地域に必要な情報を積極的に提供していくとともに、地域における自主防犯活動が展開されるよう努める。

5.3 平常時及び災害時における地域安全活動内容

(1) 平常時における(災害時に備えた)主な地域安全活動

- ① 災害時の避難場所や避難経路の確認と、要配慮者世帯に対する周知活動
- ② 危険箇所の点検活動
- ③ 地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
- ④ 地域でのパトロール活動
- ⑤ 地域安全ニュース等による情報提供活動等

(2) 災害時における主な地域安全活動

- ① 地域での安全パトロール活動
- ② 避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動
- ③ 高齢者等の要配慮者宅訪問活動
- ④ 防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等の恐れのある新たな危険箇所の確認活動
- ⑤ 防犯協会の防犯資機材や各地から寄せられる救援物資の配分協力活動等

第4節 義援物資、義援金の受入れ

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、村及び関係機関は、連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図る。

1. 災害義援物資の受け入れ

1.1 募集

災害の発生に際して、村及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知

することも考慮する。

- ① 品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。
- ② 梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること。
- ③ 物資は、新品が望ましいこと。
- ④ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。
- ⑤ 物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求める。

1.2 輸送

村及び関係機関は連携の上、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送すること。

1.3 配分

物資の配送を受けた場合、ボランティア等の支援も受け速やかに被災者への物資を配分する。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し配分計画書等を作成の上、計画的に配分する。

2. 義援金の受け入れ

2.1 募集

災害の発生に際して、県、村及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

2.2 配分

募集を行った機関は、義援金の適正な配分が達成されるよう、公平性や透明性を確保すること。

第21章 行方不明者等の搜索

＜災害対応フェーズ＞

		発災 3 時間 72 時間 2 週間 1 カ月					
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
村 担 当	本部事務局 総務課 (特)消防・救急班		○災害に伴う、行方不明者に関わる情報連絡体制の確保 ○家屋倒壊現場等、行方不明者に関わる情報集約 ○行方不明者の調査協力				
	日向警察署		○行方不明者調査				
	消防団		○行方不明者の調査協力				

第1節 行方不明者等の搜索

行方不明者等の搜索については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、村民にとっても関心の深い問題である。

このため、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

1. 行方不明者の調査

村は、災害時における行方不明者の調査を、消防団及び警察機関と協力して行う。

2. 遺体の搜索

2.1 搜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、村が、県・県警察本部及び日赤奉仕団等の協力のもとに実施する。

2.2 搜索活動の実施

災害による行方不明者等がある場合には、警察の協力を得て、消防団員、自治公民館（自主防災組織）、地元のボランティア等と搜索する。

村だけでは十分な対応ができない場合、応援協定を締結した市町村や県を通じて、自衛隊等に対し、応援の要請を行う。

警察は、村が行う搜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

発見した遺体については国家公安委員会規制に基づき、検視等所要の措置を講ずる。

(1) 搜索の方法

遺体の搜索方法は次の表のとおりとする。

1 〈第3編 応急対策計画〉
第21章 行方不明者等の搜索
第1節 行方不明者等の搜索

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	(ア) 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 (イ) 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 (ウ) 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
搜索範囲が比較的狭い場合	(ア) 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 (イ) 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 (ウ) 被災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
搜索場所が河川の場合	(ア) 平素の水流の実情をよく調査する。 (イ) 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 (ウ) 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

(2) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を行う。

2.3 装備資機材

搜索に使用する車両その他の装備資機材は、有効適切な活用にも努めるとともに、警察、村で所有する車両等が不足するときは、関係機関に対し、協力を依頼する。

2.4 必要帳票等の整備

村は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 搜索用機械器具燃料受払簿
- ③ 遺体の搜索状況記録簿
- ④ 遺体の搜索用関係支出証拠書類

第22章 遺体の確認及び埋葬に関する活動

＜災害対応フェーズ＞

		発災	3 時間	72 時間	2 週間	1 カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
村 担 当	本部事務局 総務課 住民福祉課		○災害に伴う、死者に関わる情報連絡体制の確保 ○遺体安置所の設置 ○遺体発見時の、遺体安置所までの搬送 ○遺体安置所の運営 ○埋火葬対応			
	日向警察署 診療所				○検視検案対応	

第1節 遺体の確認、埋葬の実施

遺体の確認、遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図る。

なお、遺体の確認等に当たっては、災害という混乱状況の中でも死者の人格を尊重し、遺族・親近者の感情に十分配慮した対応を行う。

1. 遺体の確認

- ① 遺体を発見した場合に、速やかに警察に連絡する。
- ② 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、または警察官が発見した遺体について、死体見分その他の所要の処理を行った後、関係者(遺族または村長)に引き渡す。死体の見分に当っては、指紋資料の採取、写真撮影等を行う。
- ③ 村は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。
- ④ 村は、身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。
- ⑤ 警察は、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法第 92 条第 1 項に規定する検視調書を添えて村長に引き渡す。

2. 遺体の処理

遺体の処理は村が実施する。ただし、村のみで対応が困難な場合、県及び日本赤十字社宮崎県支部は必要に応じて村が行う遺体の処理に協力する。

上記により行う遺体の処理への協力は、県及び日本赤十字社宮崎県支部がそれぞれ組織す

1 〈第3編 応急対策計画〉

第22章 遺体の確認及び埋葬に関する活動

第1節 遺体の確認、埋葬の実施

る救護班により実施し、なおかつ、対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請する。

2.1 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、村は、人心の安定上、腐敗防止上または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

2.2 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後 24 時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、村が実施する。ただし、遺体が多数の場合等で村のみで十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部は必要に応じて検案活動に協力する。

また、なおかつ、対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請する。

2.3 遺体の収容(安置)、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、村の設置する遺体収容所に収容する。

(1) 遺体収容所(安置所)の設置

被害地域の周辺の適切な場所(寺院 公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

被害が集中した場合、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に、設置、運営の協力を要請する。

(2) 棺の確保

死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

2.4 調査表の作成

死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

2.5 身元不明者について

身元不明者については、2.4 の調査表を作成するか、遺体の撮影をし、衣類の一部を切り取って保管する等証拠の保全につとめ、村民の協力を得て身元確認のための手配を行い、埋葬を実施する。

2.6 遺体処理台帳

遺体の氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し、1体ごとに棺に表示する。

2.7 遺体の引き渡し

縁故者による遺体引取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ引き渡す。

2.8 遺体の保管

身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、3日程度とする。

2.9 変死体の対応

変死体については、警察署へ届け出る。

3. 遺体の埋葬

遺体の埋葬は、原則として火葬とする。棺、骨つぼ等を確保し遺族に支給する等、現物給付をもって遺体の埋葬を行う。身元の判明しない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

3.1 対象者

災害時の混乱の際死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族等のいない遺体。

3.2 埋葬の方法

埋葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

- ① 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- ② 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては火葬にする。
- ③ 被害地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

3.3 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した村長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

- ① 救助実施記録日計表
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

1 〈第3編 応急対策計画〉

第22章 遺体の確認及び埋葬に関する活動

第1節 遺体の確認、埋葬の実施

火 葬 場

名称	所在地	電話番号	処理能力
日向地区斎場東郷霊苑	東郷町城ヶ尾	0982-69-3147	4基

4. 遺体の搜索及び収容・埋葬のための費用及び期間

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索及び収容・埋葬のための費用及び期間は、次のとおりである。

4.1 搜索

- ① 搜索のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び要員費は、村内における通常の実費とする。
- ② 期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4.2 埋葬

(1) 次の範囲内において原則として現物をもって実際に各地区墓地に埋葬を実施するものに支給する。

- ① 棺
- ② 埋葬（火葬）
- ③ 骨つぼ（骨箱）

(2) 埋葬及び遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理並びに遺体の一時保存のための費用は、災害救助法施行細則に定める額以内とし、検案が収容処理班又は警察官によりできない場合は、当該慣行料金の額以内とする。

(3) 期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第23章 文教対策

＜災害対応フェーズ＞

		発災		3 時間	72 時間	2 週間	1 カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
村 担 当	教育委員会		○児童生徒、園児、職員等の安全確保と負傷者の応急措置 ○学校施設等の被害点検、応急措置	○保護者への対応 ○児童生徒、園児の預かり、引き渡し	○教育、保育の再開		
	住民福祉課					○児童生徒、園児の心のケア	

第1節 学校教育対策

学校は、災害発生時における児童生徒の安全を最優先に確保する。

災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、実施する。

1. 応急教育

1.1 実施責任者

- ① 村立小中学校の応急教育は、教育委員会が実施する。

1.2 応急教育計画の作成とその実施

教育委員会は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

1.3 児童生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

(1) 村立小中学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、臨時に授業を行わない等の措置は、校長の判断により行うものとするが、村教育委員会は、必要に応じ次の事項の指導を行う。

1 〈第3編 応急対策計画〉

第23章 文教対策

第1節 学校教育対策

(2) 校長の措置

① 事前準備

- ア 校長は、学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を作成するとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し職員に周知する。
- イ 校長は、災害の発生に備えて次の様な対策及び措置を講じなければならない。
 - (a)防災に関わる施設・設備の点検・整備を計画的に行う。
 - (b)災害発生時には、学校行事、会議、出張等を中止する。
 - (c)児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
 - (d)教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行う。
 - (e)校長は、時間外における所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を職員に周知させておく。

② 災害時の体制

- ア 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、村教育委員会に連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。
- ウ 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- エ 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

③ 災害復旧時の体制

- ア 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- イ 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。
- ウ 疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
- エ 災害の推移を把握し、教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

1.4 施設の応急整備

災害により被害を受けた村立小中学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

(1) 村立小中学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合

村立小中学校にあっては、村において応急復旧工事を実施する。

(2) 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するに必要な施設・設備を校長において確保することができない場合は、教育委員会が県教育委員会に必要な施設、設備の確保を要請し、県教育委員会は他市町村教育委員会間の調整を図る。

1.5 教職員補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、教職員の被害状況について、教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告し、教職員の補充を図る。

2. 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、県及び村は、次により援助支援を行う。

- ① 被災により就学困難となった村立小中学校の児童生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとる。
- ② 被災により教科書及び学用品を喪失又はき損した児童生徒に対して、村はその供給を支援する。
- ③ 被災家庭の特別支援学校の児童生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

3. 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

3.1 給食実施の可否

校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、教育委員会に報告し、教育委員会と協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意する。

- ① 被害があってもできる限り継続実施するよう努める。
- ② 給食施設等が被害のため給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。
- ③ 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。
- ④ 被災地においては伝染病発生のおそれがあり、衛生については特に留意する。

3.2 給食提供関係施設の被害報告

給食提供関係施設が被災した場合は、被災状況を速やかに県教育委員会に報告する。

4. 災害時における環境衛生の確保

4.1 事前準備

- ① 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。
- ② 校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

4.2 災害時の措置

災害後の伝染病、防疫対策については、校長は、保健所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。

5. 災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施するなど児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

5.1 事前準備

- ① 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てたり、ボランティア活動への参加を積極的にすすめる。
- ② 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について教職員の研修を実施する。

5.2 災害時の措置

災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援を組織的に行う。

6. 教育の再開

避難村民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

6.1 臨時のカリキュラムでの対応

- ① 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。
- ② 児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は自宅の手伝い等をさせるなど状況に応じた弾力的な対応を行う。

6.2 公共施設の利用

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等の公共施設を活用して授業を再開する。

6.3 その他

① 民間施設の活用

② プレハブの設置を早期に行う。

③ 訪問教育の実施等

ア 児童生徒の通学路が著しく被災し、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教師の訪問指導を実施する。

イ 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

第2節 応急保育

幼稚園及び保育所等は災害発生時における園児（未就学児）の安全を優先させるとともに害状況の把握などの初動対応や保護者への引渡し、または、留め置くなどの対応を的確に行なう。

第3節 文化財保護対策

文化財の地震被害からの保護を図るため、教育委員会は必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して耐震対策の必要性について意識啓発を図る。

県教育委員会は区分に応じて自らが管理する文化財の耐震対策をとるほか、所有者・管理者に対して文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言するものとする。

木質系の文化財については火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じていくものとする。

1. 被害状況の把握と応急対策の実施

教育委員会は、情報収集により被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については、専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を行う。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出、救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

2. 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された場合は、必要に応じて発掘調査を実施する。

第24章 災害救助法の適用

＜災害対応フェーズ＞

		発災 3時間		72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期 復興期
村担当	本部事務局 住民福祉課				○人的被害・家屋被害の集約と集計 ○災害救助法の適用基準に照らし、適用申請の要否判断 ○適用申請が判断された場合の、県に対する申請手続き	
宮崎県					○諸塚村からの申請を受け、国に対して申請手続き	

第1節 災害救助法の適用

大規模災害発生時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れなどの各種災害により、多大の人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続きを行う。

【資料 1-3-26-01 災害救助法による救助の程度・方法及び期間】

1. 実施責任者

救助法に基づく救助は、国の責任において県が実施する。

（救助の種類）

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ただし、①（応急仮設住宅を除く）、②、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩の救助については、災害救

助法により、あらかじめ村長に委任されているが、これ以外の救助についても、県は救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、災害救助法により村長に委任することができる。

2. 被災認定の基準

災害救助法の適用に当たっては、村が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

2.1 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

2.2 住家の滅失等の算定

(1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損傷、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

(2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

(3) 住家の床上浸水

(1)及び(2)に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

2.3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取扱う。

3. 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が下記のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに市町村毎に行う。

- ① 村における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被災世帯に達したとき

市町村の人口と被災世帯数		
市 町 村 の 人 口		被災者世帯
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

- ② 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500 世帯以上であって、村の被災世帯数が村の人口に応じ、①の被災世帯数の2分の1に達したとき。
- ③ 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が 7,000 世帯以上であって、村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- ④ 村の被災が次のいずれかに該当し、県が特に救助の必要を認めたとき。
- ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

4. 救助法の適用手続

- ① 災害に対し、村における被害が「3. 救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により村長は、ただちにその旨を県に報告し、災害救助法の適用を申請する。なお、申請は口頭によるものでも可とする。
- ② 災害の事態が急進して、県による救助の実施を待つことができないときは、村長は救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに県に報告し、その指揮を受ける。

第25章 農林産関係対策

＜災害対応フェーズ＞

		発災		3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
村担当	本部事務局 産業課 建設課		○農林家及び農林業施設等の被害の被害調査		○農林業施設等の応急復旧		

第1節 農林産関係対策

災害により、農業生産基盤、林道・治山施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による花きなどのハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、村及び各関係機関は、相互に連携して被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、被害を最小限に食い止めるための確な対応を行う。

1. 農業用施設

農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- ① 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- ② 風水害等により農地、農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については速やかな応急復旧を行う。
- ③ 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

2. 農産物応急対策

2.1 事前・事後措置の指導

村は、災害による農産物の被害の拡大を防止するために、被災農家等に対して、作物ごとに事前・事後措置の指導を行う。

2.2 種苗確保

- ① 災害により、農産物の播き直し及び植え替えを必要とする場合、村長は関係の農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告する。

2.3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

(1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県との緊密な連携のもとに行う。

(2) 農薬の確保

病虫害の異常発生に備えて、県の備蓄農薬の活用を図る。

(3) 防除機具の利用

関係団体と連携を密にし、保有する既設防除機具について県の指導を受け、それらを有効かつ適切に使用する。

(4) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については大型防除機具等を活用した共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議の上ヘリコプター等による防除も検討する。

3. 林産物応急対策

3.1 事前・事後措置の指導

村は、災害による林産物の被害の拡大を防止するため、被災林家等に対して事前・事後措置の指導を行う。

4. 畜産応急対策

4.1 家畜の管理

浸水、崖崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要あるときは、村においてあらかじめ計画しておく。

4.2 家畜の防疫

村は、家畜伝染病の発生防止のため、災害地域の家畜及び畜舎に対して、県(家畜保健衛生所)及び農業共済組合、獣医師会と協力し、家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜衛生班を組織し必要な防疫を実施する。災害による死亡獣畜については、化製場で処理するが、道路の寸断等により、処理ができない場合は、家畜の飼養者に対して、村長に届出を行わせるとともに県の許可を受けて、死亡獣畜の埋却または焼却を行わせる。

- ① 被災家畜に伝染性疾病の疑いがある場合、又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜衛生班による緊急予防処置をとる。
- ② 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、診療班の派遣を要請する。

4.3 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、県を通じて政府保有の備蓄穀類の放出を要

請するほか、農業団体及びその他飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給について斡旋を依頼する。

第26章 応急仮設住宅及び住宅の応急措置

＜災害対応フェーズ＞

		発災 3 時間		72 時間	2 週間	1 カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
村 担 当	本部事務局 建設課 (特)家屋班				○家屋被害の情報集約	○応急仮設住宅の用地の 確保に関する調整	○応急住宅の建設計画と 実行

第1節 応急住宅の確保

住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、村は①応急仮設住宅の設置、②被災住宅の応急修理、③既存の公的住宅等の空き家の活用の3種類の方法により応急居住の場を提供する。

1. 基本事項

1.1 応急仮設住宅の供与及び応急修理

村に災害救助法の適用があった場合、応急仮設住宅の供与及び応急修理は、その規格、規模、構造、単価等市町村間で格差が生じないよう広域的な調整が必要なことから、原則として県が行う。

なお、状況が急迫し県が行うことができない場合は、村長が行う。

2. 応急仮設住宅の供与・管理

2.1 供与期間等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成した日から2年以内とする。

2.2 設置戸数の決定

村は、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、県と協議の上、設置戸数を決定する。

2.3 設置場所の提供等

(1) 設置場所は、原則として国、県、村の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供する。

なお、国有地については、国有財産法第19条及び第22条第1項第3号等により無償

貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議すること。

(2) 民有地については、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておく。

2.4 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。なお、調達に当たっては、社団法人プレハブ建築協会、社団法人宮崎県建築業協会等の協力を得る。

2.5 入居者の選定等

村は、被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。

(1) 住家が全焼、全壊又は流出し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住宅を確保できない者

(例示)

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
- ③ 前各号に準ずる者

2.6 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要に応じて設置する。

2.7 応急仮設住宅の管理

- ① 村は、応急仮設住宅を設置した時は、その維持管理に努めなければならない。
- ② 常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努める。
- ③ 応急仮設住宅に管理人を置く場合には、男女両方を配置する。
- ④ 応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに個人単位でも作成することとし、氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載する。また、個人情報の取扱及び管理には十分に注意する。

2.8 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておく。

1 〈第3編 応急対策計画〉

第26章 応急仮設住宅及び住宅の応急措置

第1節 応急住宅の確保

2.9 地域社会づくり

- ① 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺村民との交流等が図られるよう配慮する。
- ② 自治公民館では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえた取り組みを行う。
- ③ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、公民館活動などの地域社会づくりの拠点としての集会場所の確保に配慮する。
- ④ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治公民館を中心に、民生・児委員等との連携体制による見守り活動が行われるよう配慮する。

2.10 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を推進・支援する。

- ① 恒久住宅需要の的確な把握
- ② 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底
- ③ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- ④ 社会福祉施設等への入所等
- ⑤ その他、住宅等に関する情報の提供

3. 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の期間

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了する。

(1) 応急修理の戸数の決定

応急修理を要する戸数を速やかに把握し、県と協議の上、対象数を決定する。

(2) 応急修理の規模

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維持するのに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

(3) 応急修理の対象世帯の選定等

被災者の状況を調査の上、次の基準で対象世帯を決定する。

① 基準

半焼又は半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差し当たって日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところがなく、自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

(4) 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。

村長は、この事務について、村職員のみでは対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

4. 公的住宅等の空き家の活用

状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。

第2節 広域一時滞在

- ① 村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、村外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めるものとする。

1 〈第3編 応急対策計画〉

第27章 雪害対策計画

第1節 雪害対策計画

第27章 雪害対策計画

<災害対応フェーズ>

		発災		3 時間	72 時間	2 週間	1 カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
村 担 当	総務課	○降雪状況の情報収集体制の確保					
	建設課	○パトロールの実施 ○道路交通の通報対応 ○雪害対策計画の策定、除雪活動の実施					
日向土木事務所		○災害対策資機材の協力					
日向警察署		○交通規制対応					
その他関係機関		○災害対策資機材の協力 ○除雪・倒木伐採活動の実施					

第1節 雪害対策計画

降雪に際し、住民生活の安定と産業経済の停滞を防止するため、主要道路の交通の確保を図り、併せて、雪害の拡大を防止する。

1. 実施責任者

村は、県及び公共的団体等と緊密な連携を保ち雪害対策について、迅速適切な措置を講ずる。

1.1 配備体勢の確立

降雪への被害が発生し又は発生する恐れがある場合は、必要な配備体制をとる。

1.2 情報連絡

村は、村内の積雪、除雪路線の状況について、地方支部を通じ県災害対策本部へ通報する。

1.3 事故防止のための規制

積雪により、スリップ事故・転落事故等の危険がある場合は交通規制を実施する。

1.4 電線等の断線対策

村は、積雪や倒木の影響で送・配電線又は電話線等の断線を把握した場合は、速やかに関係機関へ連絡し、早期復旧するよう要請する。

2. 除雪活動

村は、交通量、国・県道との接続等を考慮し、村民生活に影響の大きい路線、又は孤立地区が生じるおそれのある場合に回避するための路線等を優先的に選定し、民間事業者と連携した効率的な除雪及び倒木除去等を実施する

日向土木事務所における除雪計画路線は次のとおりとする。

番	路線名	区域	延長(km)	巾 員(m)
1	国道503号	諸塚村長谷～五ヶ瀬町赤谷	30.0	3.5
2	主要地方道 諸塚高千穂線	古原～立岩	10.0	3.5

3. なだれ対策

村及び各関係機関は、なだれの発生が予想される箇所の巡回査察を行い、早期発見に努めるとともにその対策を検討しておく。

4. 孤立対策

4.1 避難誘導

村及び関係機関は連携し、なだれ等の危険、孤立地区の対策を考慮して、除雪等により避難路の確保を図る。

4.2 医療品の確保及び医療措置

積雪により交通が途絶した場合における緊急医薬品等の輸送や、急病人の搬送などの対策は、宮崎県ドクターヘリや宮崎県防災救急ヘリコプター、自衛隊等関係機関と連携を図る。